

平成 2 4 年度
商標出願動向調査報告書（概要）

－マクロ調査－

平成 2 5 年 2 月

特 許 庁

問い合わせ先
特許庁総務部企画調査課 技術動向班
電話：0 3－3 5 8 1－1 1 0 1（内線 2 1 5 5）

第 1 章 調査の概要

第 1 節 調査の目的

我が国が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、世界に先んじた知財戦略を構築し、我が国企業等が国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが求められている。

そして企業においては、経済のグローバル化が進展する中、日本国内だけでなく、世界規模での商標出願動向をも視野に入れ、商標出願戦略、ブランド戦略を策定していく必要がある。

そこで商標に関する主要国・機関である日本、米国、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）、欧州諸国、中国、韓国及び代表的なアジア諸国等の商標出願動向を調査し、その特徴の分析を行うとともに、その背景と考えられる各国・地域における経済・産業状況等を調査し、商標出願動向との関連を分析する。

また、グローバルに事業展開を行っていると思われる企業（以下、「グローバル企業」という。）の商標の出願状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

これらの状況を把握することは、特許庁における商標制度を企画立案する際の基礎となる重要な資料となると共に、企業活動等における海外への商標出願戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

第 2 節 調査の分析方法

1. 調査内容

- （１）日本・米国・OHIM・欧州諸国・中国・韓国・ブラジル・ロシア及び代表的なアジア諸国や中南米等（以下「各国・機関」という。）に出願された、商標の直接出願件数及び出願区分数及び各国・機関を指定した国際登録出願件数並びに出願区分数等について調査し、各国・機関全体の商標出願動向及び各国・機関別の商標出願動向の特徴（要因・背景）に言及しつつ、分析する。
- （２）各国・機関の商標出願動向に影響を与えていると考えられる商標制度等を整理し、それが商標出願動向に与えている影響について分析する。
- （３）主要各国・機関の商標出願動向に影響を与えていると考えられる経済・産業の状況を調査し、それが商標出願に与えている影響について分析する。
- （４）グローバル企業の商標出願動向等を調査する。その企業について、主要各国・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。
- （５）上記調査・分析を総合的に分析し、各国・機関への商標出願等に関連する留意点を整理する。

2. 調査対象

(1) 国・機関

調査対象国・地域・機関は以下の 57 ヶ国・機関とする。(順不同)

米国、OHIM、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、スイス、日本、中国、韓国、インド、台湾、インドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピン、ブルネイ、ブラジル、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、トルコ、メキシコ、アルゼンチン、南アフリカ、アラブ首長国連邦 (UAE)、サウジアラビア、チリ、ペルー、コロンビア
このうち「主要各国・機関」として、日本、米国、OHIM、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国、ブラジル、ロシアについて詳細に調査を行う。

(2) 商標出願の種類

各国・機関への直接出願（以下「直接出願」という。）及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づき WIPO 国際事務局に国際登録（事後指定を含む。）され、調査対象国・機関を指定した国際登録出願（以下「国際登録出願」という。）とする。

直接出願及び国際登録出願をあわせて「商標出願」という。

3. 使用データ

(1) 2011 年のデータ

2011 年の各国・機関への直接出願件数及び登録件数及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数については、以下の文献、インターネット及びデータベースから入手した。

- ・ 各国・機関の年次報告書
- ・ WIPO Statistics on Trademarks
(<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/marks/index.html>)
- ・ WIPO National and Regional Office IP Statistics and Annual Reports
(http://www.wipo.int/ipstats/en/resources/office_stats_reports.html)
- ・ トムソン・ロイターデータ (ThomsonCompuMark の提供する商標データベースである「SAEGIS」システム及び「TrademarkScan」)

(2) 2007 年～2010 年のデータ

2007 年～2010 年の各国・機関の直接出願件数及び登録件数及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数については、以下の文献、インターネット、及びデータベースから入手した。

- ・ 平成 23 年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー (特許庁 平成 24 年 2 月)
- ・ 各国・機関の年次報告書
- ・ WIPO National and Regional Office IP Statistics and Annual Reports
- ・ トムソン・ロイターデータ (同上)

4. 留意点

本報告書では以下の用語について、次のように整理して用いている。

- (1) 「他国」とは、自国以外の調査対象国・機関を示す。なお、台湾・香港については、便宜上、「自国」と表記する。
- (2) 出願先国が日本とは日本国特許庁、米国とは米国特許商標庁、OHIM とは欧州共同体商標意匠庁、ドイツとはドイツ特許商標庁、英国とは英国連邦知的財産庁、フランスとはフランス特許庁、イタリアとはイタリア特許商標庁、スペインとはスペイン特許商標庁、スイスとはスイス連邦知的財産権庁、中国とは中国商標局、韓国とは韓国特許庁への出願を示す。また、ベネルクスとはベネルクス知的財産庁（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）、その他の国については各国の知的財産権庁への出願を示す。
- (3) 一般的に欧州共同体商標（CTM : Community Trade Mark）の制度を利用した出願を「CTM 出願」と呼んでいるが、本報告書では便宜上、「OHIM への出願」とする。
- (4) 「出願人居住地」とは出願人の居住国を示す。特に、出願人居住地が「欧州」を示す場合、出願人居住地が欧州連合（EU）加盟国の 27 ヶ国及びスイスとした。

＜ 欧州連合加盟国 27 ヶ国（2013 年 2 月現在） ＞

オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア

- (5) 「国際登録出願」とは、1891 年 4 月に制定された標章の国際登録に関するマドリッド協定又は同協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書に基づく標章の国際登録出願のことをいう。

なお、国際登録には「事後指定¹」の制度があるため、国際登録を行った商標であっても事後的に加盟国において商品・役務の追加、国の追加を行っている場合には、別の国際登録出願として扱っている。

- (6) 「分野」とは特許庁の旧審査室毎に分類した 6 分野を表す。現在の審査室とは異なるが、経年変化をみるため便宜的に旧審査室毎で調査することとする。ニース協定に基づいて採択・公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」（第 1 類～第 45 類、以下「ニース国際分類」という。）を、次のように分けている。（表 1-4-1）

「化学」：1～5 類、「機械」：6～13、19 類、「繊維」：14、18、22～26 類、

「雑貨」：15～17、20、21、27、28、34 類、「食品」：29～33 類、「役務」：35～45 類

5. 件数のカウント方法

本報告書において「出願件数」は出願番号に対応する 1 出願を 1 件とカウントした。

「登録件数」は登録番号に対応する 1 登録を 1 件とカウントした。また、「出願区分数」は出願に指定されているニース国際分類の区分の数を 1 区分 1 件とカウントした。

¹ 先に行った国際登録出願の時点で指定しなかった国や商品・役務を国際登録後に追加指定できる制度

第2章 各国・機関の商標出願・登録動向

第1節 全体動向

各国・機関全体の商標出願状況、商標出願区分数状況、登録状況、出願人居住地別の商標出願状況、国際登録出願状況、ニース国際分類の区分別の商標出願状況、産業分野別の商標出願状況を調査することにより、調査対象国・機関における商標出願動向の特徴を分析する。

1. 各国・機関全体の商標出願動向

2007年から2011年までの各国・機関全体の商標出願件数の推移を図1-1と図1-2、表1-1に示す。2008年、2009年はリーマンショックに代表される世界的な景気の悪化により出願件数は減少しているが、2010年、2011年と再び増加に転じている国が多い。中国では顕著な増加傾向が続いている。過去5年のうち2011年の出願件数が最も多くなっている国・機関は、米国、OHIM、フランス、中国、ブラジル、ロシア、インド、台湾、インドネシア、タイ、マレーシア、香港、フィリピン、オーストラリア、カナダ、トルコ、メキシコ、チリ及びコロンビアである。

図1-1 各国・機関全体の商標出願件数の推移（2007年～2011年）

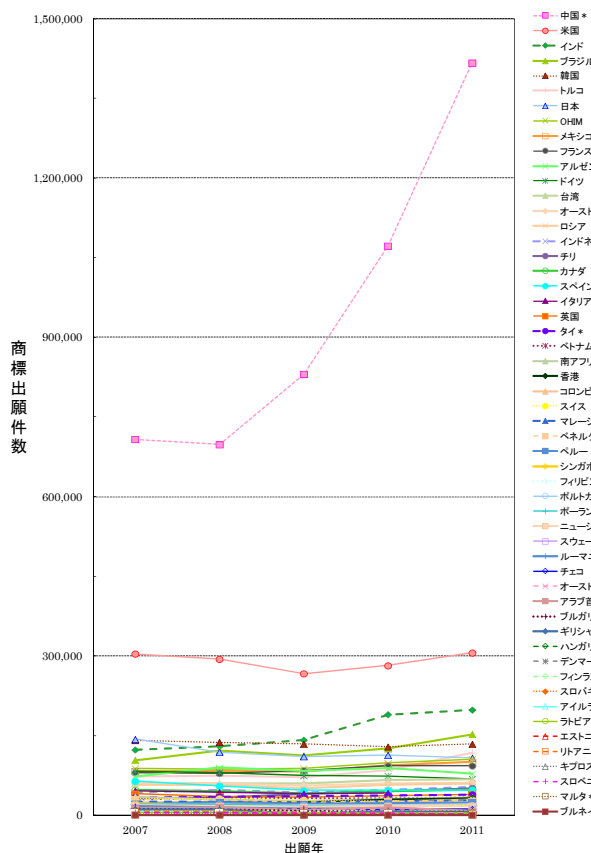


図1-2 図1-1の拡大図（2011年の年間出願数15万件以下の国）

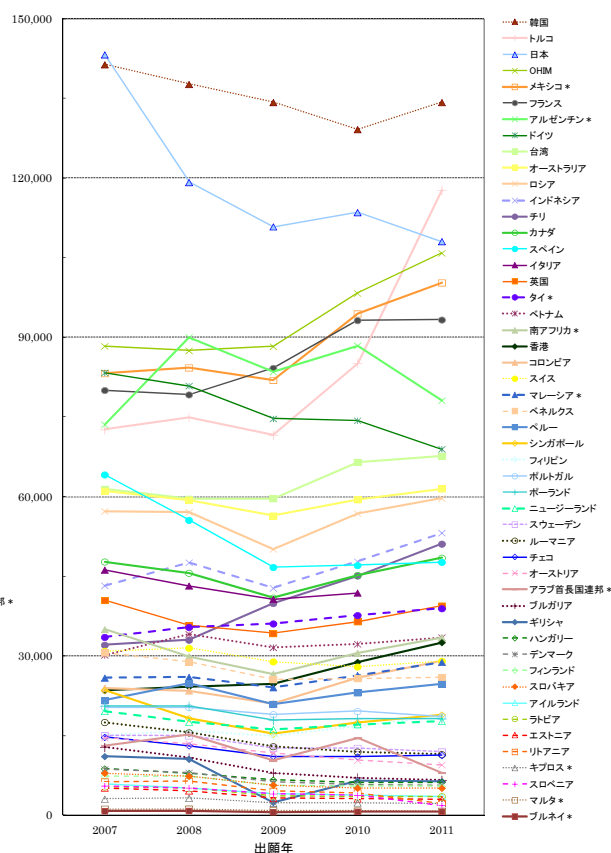


表 1-1 各国・機関全体の商標出願件数の推移（2007年～2011年）

		2007	2008	2009	2010	2011	増加率 2011/2010	増加率 2011/2007
主要各国 ・機関	日本	143,221	119,185	110,841	113,519	108,060	-4.8%	-24.6%
	米国	304,129	294,070	266,845	281,826	306,049	8.6%	0.6%
	OHIM	88,346	87,498	88,283	98,305	105,857	7.7%	19.8%
	英国	40,484	35,705	34,253	36,484	39,467	8.2%	-2.5%
	ドイツ	83,352	80,865	74,676	74,339	68,961	-7.2%	-17.3%
	フランス	80,034	79,206	84,213	93,187	93,298	0.1%	16.6%
	イタリア	46,229	43,225	40,702	41,906	42,641	1.8%	-7.8%
	スペイン	64,136	55,586	46,711	47,071	47,677	1.3%	-25.7%
	スイス	30,939	31,514	28,945	27,972	29,062	3.9%	-6.1%
	中国 *	707,948	698,119	830,477	1,072,187	1,416,785	32.1%	100.1%
	韓国	141,360	137,655	134,244	129,142	134,234	3.9%	-5.0%
欧州	ブラジル *	104,125	121,712	112,661	125,654	152,735	21.6%	46.7%
	ロシア	57,262	57,112	50,107	56,848	59,717	5.0%	4.3%
	オーストリア	14,596	13,479	11,699	10,375	9,524	-8.2%	-34.7%
	ベネルクス	30,624	28,897	25,566	25,799	25,961	0.6%	-15.2%
	デンマーク	8,675	8,046	6,255	5,789	5,654	-2.3%	-34.8%
	フィンランド	7,426	7,318	5,676	5,525	5,479	-0.8%	-26.2%
	ギリシャ	11,113	10,598	2,458	6,519	6,407	-1.7%	-42.3%
	アイルランド	5,918	5,183	4,091	3,769	3,593	-4.7%	-39.3%
	ポルトガル	20,382	20,325	19,005	19,595	18,594	-5.1%	-8.8%
	スウェーデン	15,030	14,998	12,706	12,662	11,991	-5.3%	-20.2%
	チェコ	14,715	13,116	11,138	11,039	11,316	2.5%	-23.1%
	エストニア	5,194	4,652	3,230	3,132	3,042	-2.9%	-41.4%
	キプロス *	3,090	3,248	2,296	2,377	2,222	-6.5%	-28.1%
	ラトヴィア	5,396	5,086	3,673	3,511	3,560	1.4%	-34.0%
	リトアニア	6,351	6,460	4,580	4,272	2,287	-46.5%	-64.0%
	ハンガリー	8,785	7,903	6,671	6,182	6,253	1.1%	-28.8%
	マルタ *	1,210	1,236	911	865	822	-5.0%	-32.1%
	ポーランド	20,614	20,609	17,877	18,251	18,195	-0.3%	-11.7%
	スロベニア	5,558	5,192	4,073	3,819	1,883	-50.7%	-66.1%
アジア	スロバキア	7,955	7,392	5,725	5,131	5,139	0.2%	-35.4%
	ブルガリア	12,832	10,891	7,993	7,095	6,647	-6.3%	-48.2%
	ルーマニア	17,531	15,578	12,977	11,963	11,476	-4.1%	-34.5%
	インド	123,514	130,172	141,943	189,925	198,547	4.5%	60.7%
	台湾	61,454	59,568	59,669	66,496	67,620	1.7%	10.0%
	インドネシア	43,259	47,606	42,777	47,794	53,196	11.3%	23.0%
	タイ *	33,555	35,422	36,087	37,656	38,950	3.4%	16.1%
	シンガポール	23,564	18,263	15,332	17,504	18,954	8.3%	-19.6%
	ベトナム	30,169	34,134	31,604	32,259	33,494	3.8%	11.0%
	マレーシア *	25,894	26,034	24,070	26,370	28,833	9.3%	11.4%
その他	香港	23,529	24,230	24,754	28,872	32,559	12.8%	38.4%
	フィリピン	15,078	15,847	14,915	16,827	18,611	10.6%	23.4%
	ブルネイ *	809	876	620	714	728	2.0%	-10.0%
	オーストラリア	61,040	59,370	56,404	59,459	61,509	3.4%	0.8%
	ニュージーランド	19,610	17,582	16,190	17,124	17,748	3.6%	-9.5%
	カナダ	47,758	45,619	40,956	45,220	48,472	7.2%	1.5%
	トルコ	72,633	74,991	71,604	85,128	117,723	38.3%	62.1%
	メキシコ *	83,216	84,287	81,937	94,457	100,281	6.2%	20.5%
	アルゼンチン *	73,566	90,031	83,521	88,448	78,120	-11.7%	6.2%
	南アフリカ *	35,001	29,907	26,621	30,549	33,484	9.6%	-4.3%
	アラブ首長国連邦 *	13,130	15,192	10,289	14,551	8,013	-44.9%	-39.0%
	サウジアラビア *	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	チリ	32,081	33,026	39,935	45,104	51,110	13.3%	59.3%
	ペルー	21,645	24,825	20,945	23,120	24,711	6.9%	14.2%
	コロンビア	23,994	23,464	21,099	25,990	29,084	11.9%	21.2%
合計		2,888,209	2,845,598	2,840,562	3,250,912	3,713,417	14.2%	28.6%

出典：・各国・地域の知的財産権庁・機関の年次報告書 … 日本、OHIM、中国、韓国、デンマーク、フィンランド、チェコ、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、スロバキア、ブルガリア、台湾、タイ、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピン、ブラジル、トルコ

・トムソン・ロイターのデータベース … ブルネイ、アルゼンチン、アラブ首長国連邦

・WIPOの統計資料 … 上記以外の国

備考：・ギリシャの2009年の値については、国際登録出願のみの件数となっている。

・一出願一区分を採用している国は「*」で表している。

2. 各国・機関全体の商標登録件数の動向

2007年から2011年までの各国・機関全体の商標登録件数の推移を図1-3と図1-4、表1-2には主要各国・機関の商標登録件数を示す。この間に出願件数が増加傾向を示している国・機関では、登録件数も同様に増加傾向を示している。日本は2002年から100,000件前後で増減を繰り返していたが、2010年、2011年と減少した。中国は2010年まで大きく増加したが、2011年は減少した。これは、中国における商標案件の滞留問題への対策として審査官を増員し滞留案件の処理を促進したために、2010年は登録件数が大きく伸び2011年は滞留案件が減少したため登録件数も減少した、と考えられる。なお、2010年以降は出願件数と比較しても登録件数が増大しているの、滞留案件が改善しつつあるのではないかと推測される。

図 1-3 各国・機関全体の商標登録件数の推移（2007年～2011年）

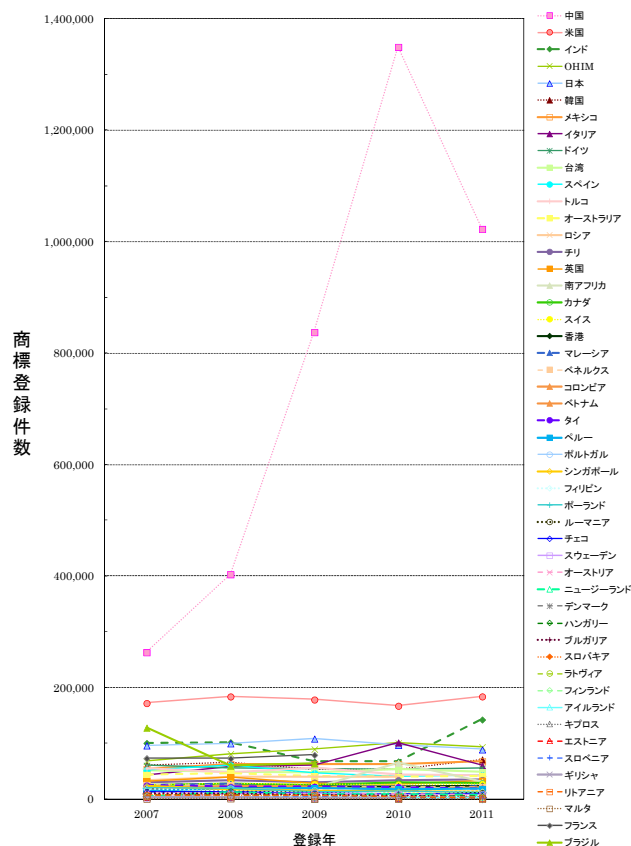


図 1-4 図 1-3 の拡大図（2011年の年間登録数 14 万件以下の国）

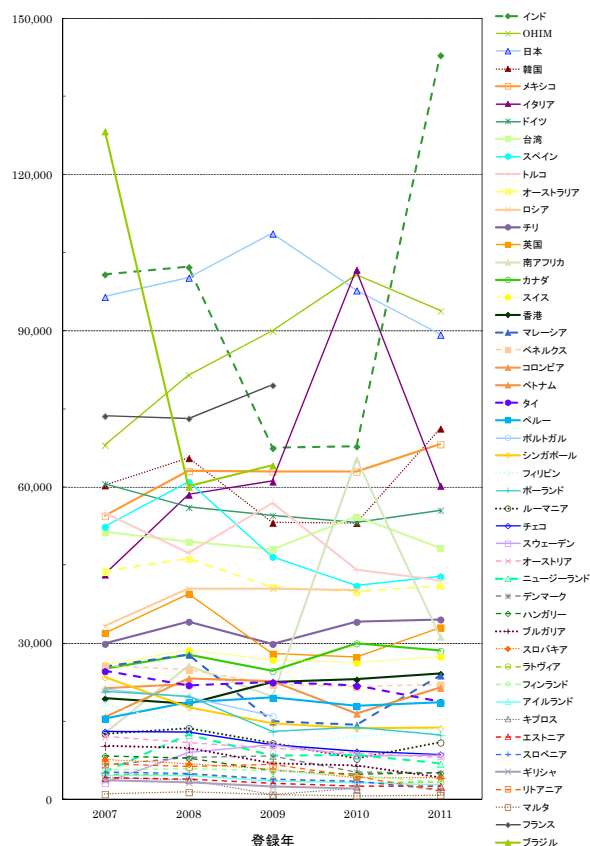


表 1-2 主要各国・機関の商標登録件数の推移（2007年～2011年）

		2007	2008	2009	2010	2011	増加率 2011/2010	増加率 2011/2007
主要各国・機関	日本	96,531	100,243	108,717	97,780	89,279	-8.7%	-7.5%
	米国	172,427	184,306	178,780	167,638	184,373	10.0%	6.9%
	OHIM	68,037	81,513	89,964	100,818	93,833	-6.9%	37.9%
	英国	31,966	39,500	28,024	27,330	33,049	20.9%	3.4%
	ドイツ	60,638	56,103	54,542	53,221	55,547	4.4%	-8.4%
	フランス	73,652	73,197	79,566	n/a	n/a	n/a	n/a
	イタリア	43,230	58,578	61,099	101,766	60,262	-40.8%	39.4%
	スペイン	52,399	60,992	46,617	41,046	42,833	4.4%	-18.3%
	スイス	25,866	28,695	26,800	26,237	27,445	4.6%	6.1%
	中国	263,478	403,469	837,643	1,349,237	1,022,698	-24.2%	288.2%
	韓国	60,361	65,583	53,155	53,136	71,255	34.1%	18.0%
	ブラジル	128,342	60,086	64,182	n/a	n/a	n/a	n/a
	ロシア	33,304	40,520	40,488	40,136	35,435	-11.7%	6.4%

出典：日本、OHIM、中国、韓国、デンマーク、チェコ、ラトビア、リトアニア、ブルガリア、台湾、タイ、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピン、ロシア及びトルコのデータは各国・地域の知的財産権庁・機関の年次報告書、その他の国のデータはWIPOの統計資料。

3. 国際登録出願の出願動向

2011年に国際登録出願を受け付けた官庁（受理官庁）別の国際登録出願件数ランキングを表1-3に示す。2007年から1位であったドイツが2位となり、代わってOHIMが1位となった。OHIMは2007年以降、年々増加傾向を示している。米国は2010年、2011年と大幅な増加傾向となっている。中国もまた2010年以降は着実な増加傾向を示している。

表1-3 国際登録出願件数ランキング（2011年）

	2007	2008	2009	2010	2011	合計	占有率	増加率 2011/2010	増加率 2011/2007
1 OHIM	3,371	3,600	3,710	4,707	5,859	21,247	13.9%	24.5%	73.8%
2 ドイツ	6,090	6,214	4,793	5,006	5,000	27,103	11.8%	-0.1%	-17.9%
3 米国	3,741	3,684	3,201	4,147	4,791	19,564	11.3%	15.5%	28.1%
4 フランス	3,930	4,218	3,523	3,565	3,804	19,040	9.0%	6.7%	-3.2%
5 スイス	2,657	2,885	2,671	2,893	2,933	14,039	6.9%	1.4%	10.4%
6 イタリア	2,664	2,763	1,872	2,596	2,306	12,201	5.5%	-11.2%	-13.4%
7 中国	1,444	1,585	1,358	1,928	2,149	8,464	5.1%	11.5%	48.8%
8 ベネルクス	2,510	2,667	1,968	1,922	1,920	10,987	4.8%	-0.1%	-23.5%
9 ロシア	889	1,190	1,068	1,218	1,652	6,017	3.9%	35.6%	85.8%
10 日本	984	1,278	1,312	1,577	1,538	6,689	3.6%	-2.5%	56.3%
11 英国	1,178	1,162	1,008	1,176	1,129	5,653	2.7%	-4.0%	-4.2%
12 オーストラリア	1,169	1,092	1,000	1,035	987	5,283	2.3%	-4.6%	-15.6%
13 トルコ	717	890	792	859	983	4,241	2.3%	14.4%	37.1%
14 オーストリア	1,134	1,245	1,050	1,020	804	5,253	1.9%	-21.2%	-29.1%
15 スペイン	859	981	688	586	568	3,682	1.3%	-3.1%	-33.9%
16 韓国	330	186	249	354	489	1,608	1.2%	38.1%	48.2%
17 ノルウェー	403	368	333	346	423	1,873	1.0%	22.3%	5.0%
18 ウクライナ	195	217	188	287	365	1,252	0.9%	27.2%	87.2%
19 チェコ	541	607	397	344	361	2,250	0.9%	4.9%	-33.3%
20 デンマーク	573	565	412	432	350	2,332	0.8%	-19.0%	-38.9%

また、2011年に国際登録出願の指定を受け付けた官庁（指定国官庁）別の国際登録出願指定国件数ランキングを表1-4に示す。2007年から1位は中国である。OHIMは近年の増加傾向により、2010年以降2位となっており、次いで米国、ロシアと続いている。日本を指定している件数は6位で推移している。国際登録出願件数で上位のドイツは、指定国としては18位となっている。

表1-4 国際登録出願指定国件数ランキング（2011年）

	2007	2008	2009	2010	2011	合計	占有率	増加率 2011/2010	増加率 2011/2007
1 中国	16,676	17,829	14,766	16,143	18,724	84,138	5.8%	16.0%	12.3%
2 OHIM	12,744	14,502	12,564	14,604	16,344	70,758	5.0%	11.9%	28.2%
3 米国	14,618	15,715	13,406	14,252	15,890	73,881	4.9%	11.5%	8.7%
4 ロシア	15,455	16,768	14,150	14,250	15,691	76,314	4.8%	10.1%	1.5%
5 スイス	14,528	14,907	13,161	12,469	13,695	68,760	4.2%	9.8%	-5.7%
6 日本	12,348	12,748	10,386	11,124	12,211	58,817	3.8%	9.8%	-1.1%
7 オーストラリア	9,848	10,529	8,575	9,222	10,453	48,627	3.2%	13.3%	7.3%
8 韓国	8,988	9,539	7,755	8,336	9,821	44,439	3.0%	17.8%	9.3%
9 トルコ	9,377	9,844	7,942	8,210	9,277	44,650	2.9%	13.0%	-1.1%
10 ウクライナ	9,751	10,635	8,539	8,288	8,903	46,116	2.7%	7.4%	3.2%
11 ノルウェー	9,346	9,787	7,627	7,503	8,546	42,809	2.6%	13.9%	-9.7%
12 シンガポール	7,005	7,607	5,957	6,444	7,589	34,602	2.3%	17.8%	-2.8%
13 ベラルーシ	6,140	6,724	5,380	5,328	5,857	29,429	1.8%	9.9%	-4.6%
14 クロアチア	7,059	7,482	5,967	5,531	5,463	31,502	1.7%	-1.2%	-22.6%
15 ベトナム	4,381	4,966	4,169	4,345	5,120	22,981	1.6%	17.8%	16.9%
16 カザフスタン	4,004	4,331	3,488	3,607	5,112	20,542	1.6%	41.7%	27.7%
17 セルビア	5,956	6,315	5,130	4,837	4,989	27,227	1.5%	3.1%	-16.2%
18 ドイツ	7,184	6,955	5,593	5,260	4,908	29,900	1.5%	-6.7%	-31.7%
19 エジプト	3,141	3,338	2,816	3,941	4,487	17,723	1.4%	13.9%	42.9%
20 フランス	6,443	6,035	4,735	4,307	4,175	25,695	1.3%	-3.1%	-35.2%

出典：WIPO「Madrid System for the International Registration of Marks — Report for 2011」

3. 出願から登録までの所要日数（2007年～2011年）

2007年から2011年までの出願から登録までの所要日数を表1-5と図1-5に示す。出願から登録までの所要日数は各年に登録された案件の出願日から登録日までの日数の平均から算出している。中国は2007年から2008年まで長期化傾向を示し2008年には1,200日を超えていたが、2010年に785日、2011年には481日と大幅に短縮した。日本では2009年以降短縮傾向が続いている。米国、OHIM、ドイツにおいても2007年以降所要日数が短縮している。英国は2009年に大きく所要日数が短縮しており、その傾向は2011年まで続いている。唯一韓国だけ、2007年以降継続して長期化傾向を示している。

表 1-5 商標出願から登録までの所要日数（2007年～2011年）

	2007	2008	2009	2010	2011	相対的拒絶理由の審査	異議申立制度、期間
日本	294	314	303	248	236	○	付与後(2ヶ月)
米国	600	554	526	515	482	○	付与前(30日)
OHIM	517	429	383	316	250	×	付与前(3ヶ月)
英国	295	288	197	166	151	×	付与前(3ヶ月)
ドイツ	145	148	150	143	122	×	付与後(3ヶ月)
中国	1,116	1,208	1,179	785	481	○	付与前(3ヶ月)
韓国	359	365	396	461	487	○	付与前(2ヶ月)
ブラジル	—	—	—	—	1,517	○	付与前(60日)
ロシア	—	—	—	—	442	○	—

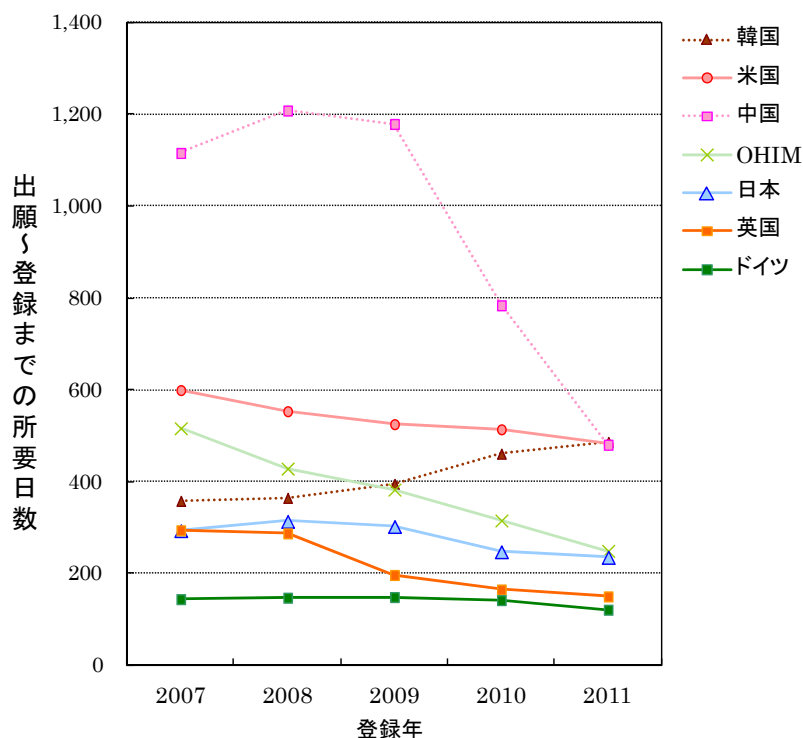
※相対的拒絶理由の審査：○—絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の両方について審査を行う。

×—絶対的拒絶理由についてのみ審査を行う。

※異議申し立て制度、期間：付与前—異議申し立て期間が登録前に設定されている。

付与後—異議申し立て期間が登録後に設定されている。

図 1-5 出願から登録までの所要日数（2007年～2011年）

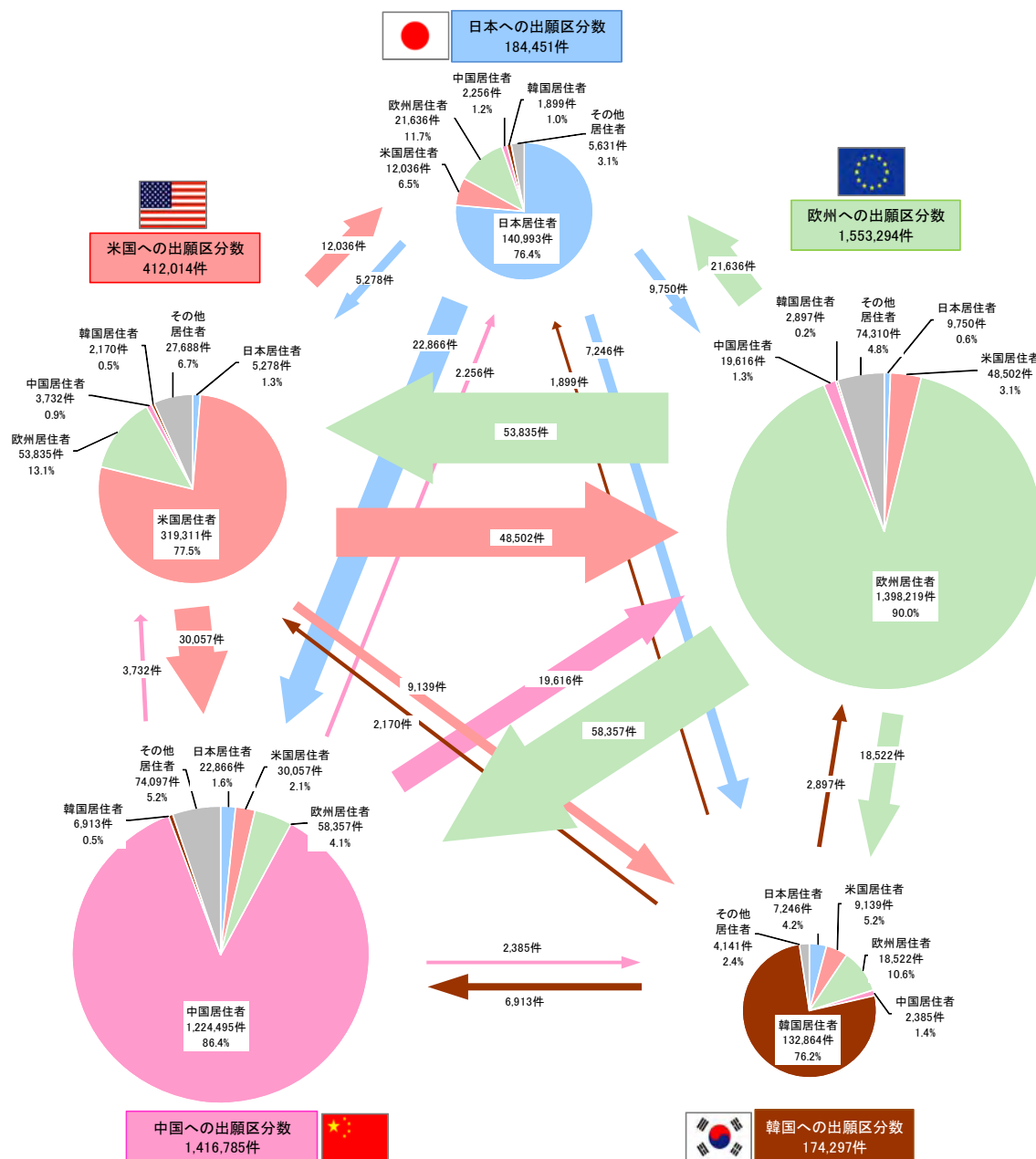


出典：トムソン・ロイターデータを使用。

4. 日米欧中韓間の出願人居住地別の商標出願区分数の相関関係

2011年の日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人居住地別の商標出願区分数の関係を図1-6に示す。欧州居住者の商標出願区分数はOHIM、EU加盟各国及びスイスの商標出願区分数の合計である。日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人居住地別の商標出願区分数では、欧州から中国が最も多く、次いで米国への出願が多い。米国からは欧州への出願が最も多く、次いで中国となっている。日本からは中国への出願が最も多くなっており、次いで欧州、韓国、米国といった順になっている。

図 1-6 日米欧中韓間の商標出願区分数の関係



出典：・日本…トムソン・ロイターのデータ、米国…WIPO の統計データ
 ・欧州…オーストリア、フランス、ギリシャ、スロベニアはトムソンロイターのデータ
 その他は WIPO の統計データ
 ・中国…年次報告書
 ・韓国…WIPO の統計データ

5. ニース国際分類の区分別の商標出願状況

2011年のニース国際分類の区分別商標出願区分数で最も多いのは第35類の504,363件である。次いで第25類の376,773件、第9類の355,643件、第41類の315,529件と続いている。国別にみると、日本、米国、OHIMで第9類が最も多く、英国、ドイツ、フランス、スペイン、スイス、韓国、ブラジル、ロシアでは第35類が最も多く、イタリア、中国で第25類の出願区分数が最も多い。

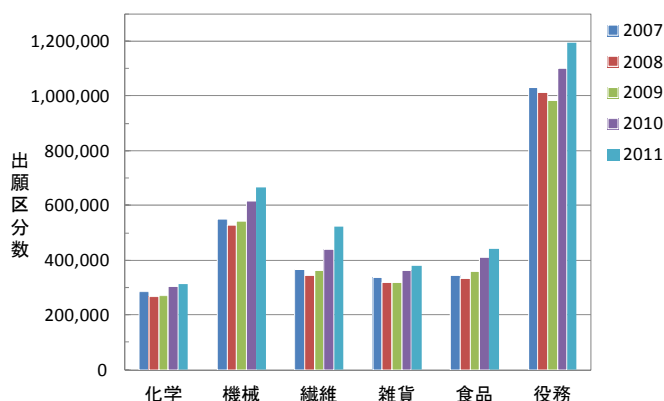
6. 産業分野別の商標出願状況

(1) 主要各国・機関の産業分野別の商標出願区分数全体の推移

2007年から2011年までの日本、米国、OHIM、欧州主要5ヶ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス）、中国、韓国、ブラジル、ロシアの産業分野別の商標出願区分数全体の推移を図1-7に示す。

2007年から2008年にかけて6分野とも減少したが、2009年は役務の分野を除き増加に転じた。その後は2010年、2011年と全ての分野において増加傾向を示している。

図 1-7 主要各国・機関の産業分野別の商標出願区分数全体の推移（2007年～2011年）

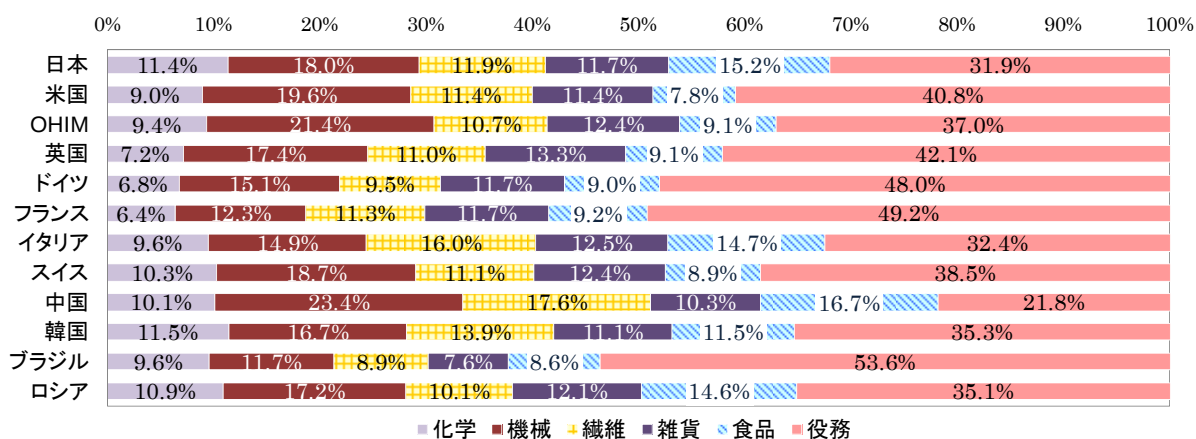


(2) 主要各国・機関における産業分野の商標出願区分数割合

2007年から2011年までの主要各国・機関における産業分野の商標出願区分数割合を図1-8に示す。中国を除いた全ての国・機関では役務分野の割合が最も高く、次に高いのが機械分野である。中国では機械分野が最も高く、次が役務分野であり、他国・機関と1位と2位が逆転している。イタリアは役務分野が最も高いが、次が繊維分野となっている。

国別にみると役務分野の割合が最も高いのはブラジルの53.6%である。次に高いのはフランスの49.2%、ドイツの48.0%と続いている。米国では食品分野が7.8%と主要各国・機関の中では最も低い。食品分野は中国、日本、イタリア、ロシアが比較的高い割合を示している。

図 1-8 主要各国・機関における産業分野の商標出願区分数割合



出典：トムソンロイターのデータを使用

第2節 各国・機関別の商標出願動向

1. 日本

2007年から2011年までの日本における自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図2-1に、2011年の日本における出願人居住地別商標出願区分数の割合を図2-2に、2007年から2011年までの日本における産業分野別の商標出願区分数推移を図2-3に、2011年の日本における産業分野別商標出願区分数割合を図2-4に示す。

日本における商標出願区分数は2008年、2009年と減少し、2010年には増加したが、2011年は再び減少に転じた。他国比率について2011年は過去5年で最も高くなっている。他国居住者では欧州居住者（11.7%）が最も多く、次いで米国居住者（6.5%）となっている。商標出願区分数の合計は、2009年にかけて減少していたが、2010年には増加となった。しかし、2011年には再び減少した。2011年は機械分野を除いた全ての分野で減少となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

図2-1 日本における自国・他国からの出願区分数と他国比率推移（2007年～2011年）

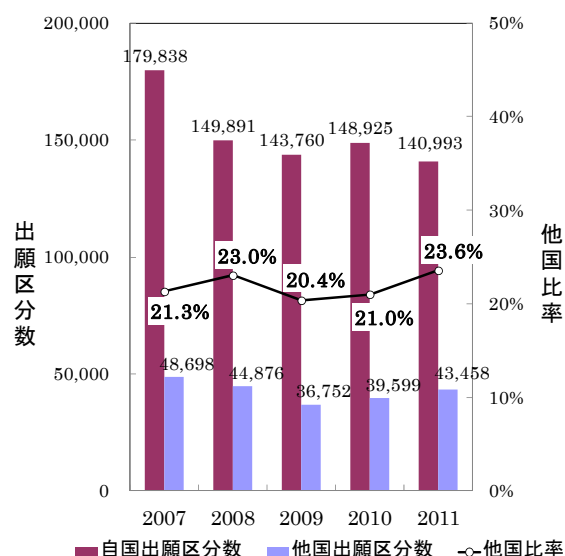


図2-2 日本における出願人居住地別出願区分数の割合（2011年）

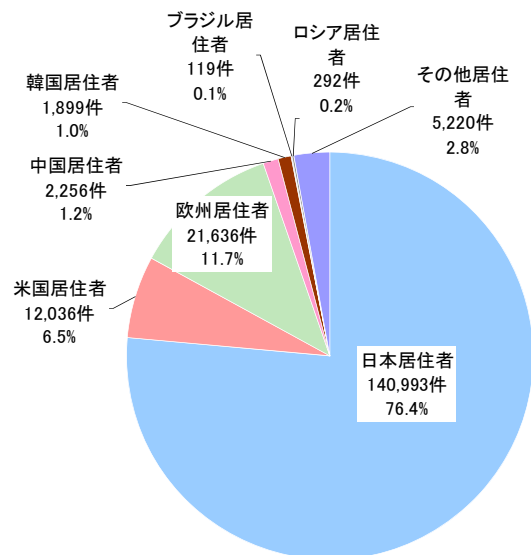


図2-3 日本における産業分野別の商標出願区分数推移（2007年～2011年）

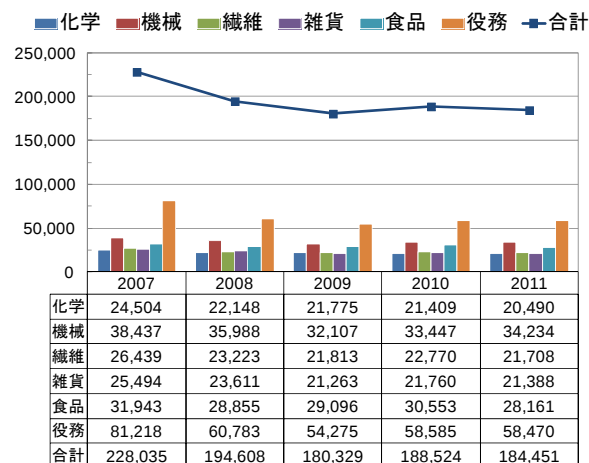
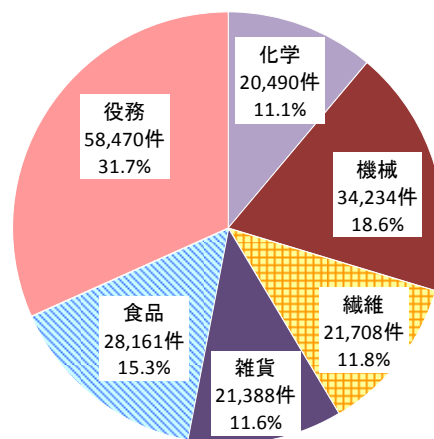


図2-4 日本における産業分野別の商標出願区分数と割合（2011年）



2007 年から 2011 年までの日本居住以外の出願人による日本への商標出願件数の比較を図 2-5 に、2007 年から 2011 年までの日本居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願件数の推移を図 2-6 に、2011 年の日本居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図 2-7、図 2-8 に示す。

他国からの出願について、全体として 2009 年にかけて減少傾向が見受けられたが、2010 年、2011 年と増加傾向になっている。日本における商標出願区分数は 2008 年、2009 年と減少し、2010 年には増加したが、2011 年は再び減少に転じた。他国比率について 2011 年は過去 5 年で最も高くなっている。中国と韓国居住者について 2011 年は過去 5 年で最も多い。他国への出願について、中国への商標出願件数が最も多く、次いで米国、韓国がほぼ近い数である。日本居住者の他国への出願ルートを見ると、直接出願が約 80%を占めており、国際登録出願は約 20%である。OHIM を除き、欧州各国及びロシアへの出願では国際登録出願が比較的多く利用されているものの、米国、中国、韓国への出願は、直接出願が多い。EU 加盟国に対しては OHIM への出願が各国とも 50%を超えている。

図 2-5 日本居住以外の出願人による日本への商標出願件数比較（2007 年～2011 年）

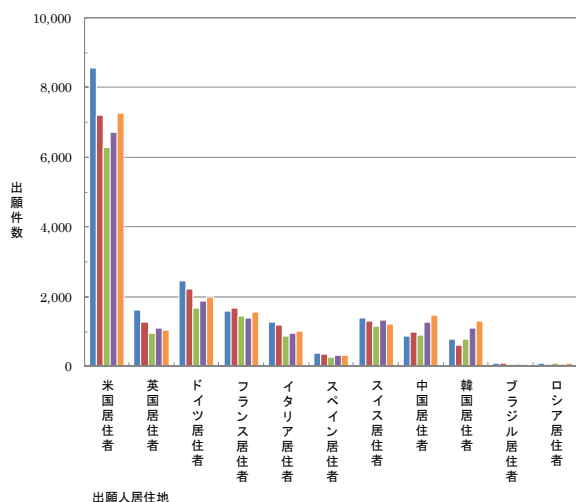


図 2-6 日本居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願件数推移（2011 年）

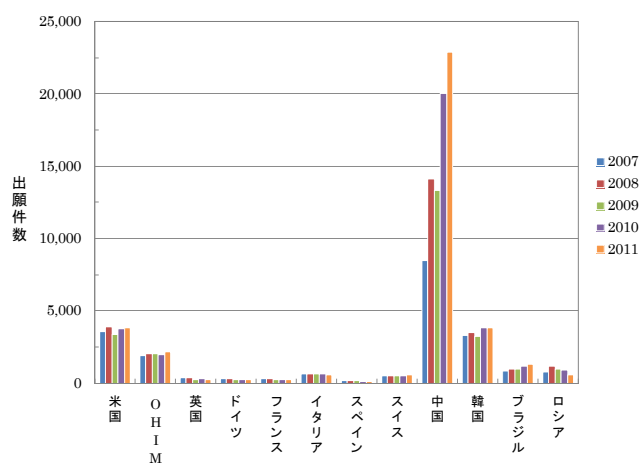


図 2-7 日本居住の出願人による他国・機関への出願ルート割合（2007 年～2011 年）

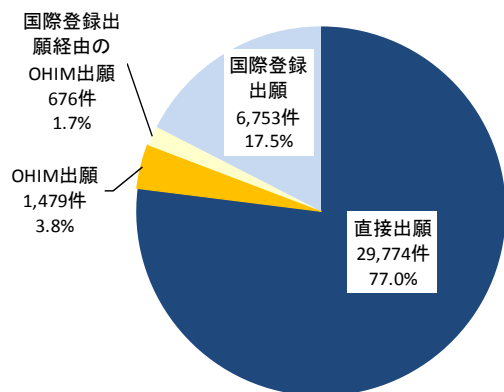
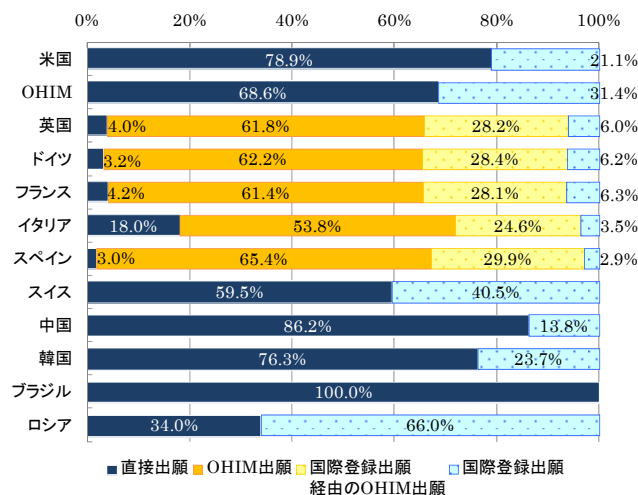


図 2-8 日本居住の出願人による他国・機関への出願ルート（2011 年）



2. 米国

2007年から2011年までの米国における自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図2-9に、2011年の米国における出願人居住地別商標出願区分数の割合を図2-10に、2007年から2011年までの米国における産業分野別の商標出願区分数推移を図2-11に、2011年の米国居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図2-12に示す。

米国への商標出願区分数は2009年まで減少傾向であったが、2010年、2011年と増加傾向に転じている。他国比率は概ね27～28%台で推移している。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合は、欧州居住者（17.3%）が最も多く、次いで日本居住者（1.5%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。米国居住者の他国への出願ルートを見ると直接出願の利用が比較的多いが、ロシアへは60%以上、スイスへは40%程度が国際登録出願である。

図2-9 米国における自国・他国からの出願区分数と他国比率推移（2007年～2011年）

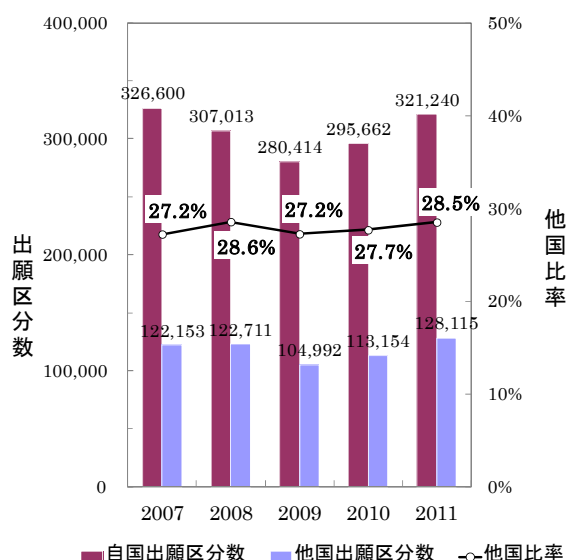


図2-10 米国における出願人居住地別出願区分数の割合（2011年）

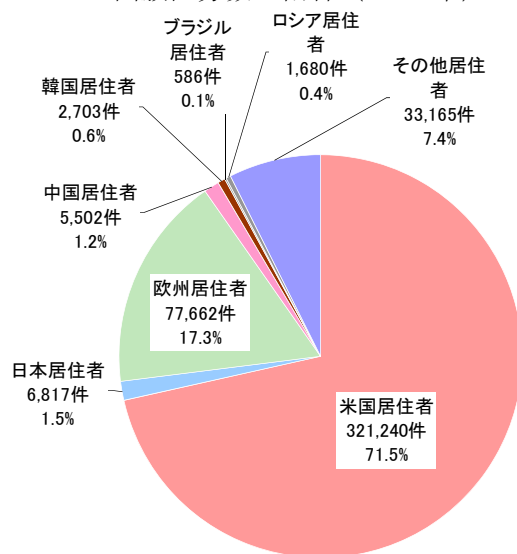


図2-11 米国における産業分野別の商標出願区分数推移（2007年～2011年）

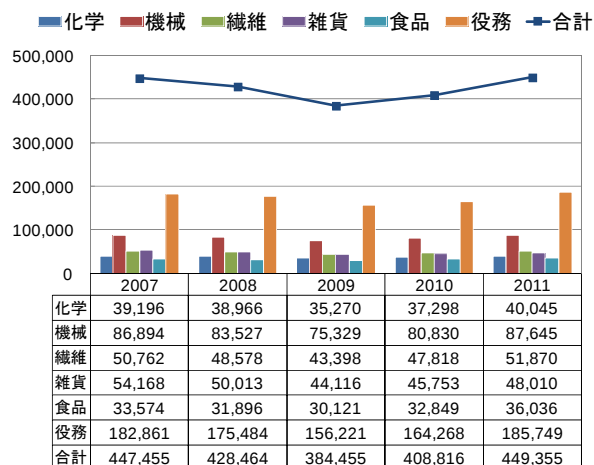
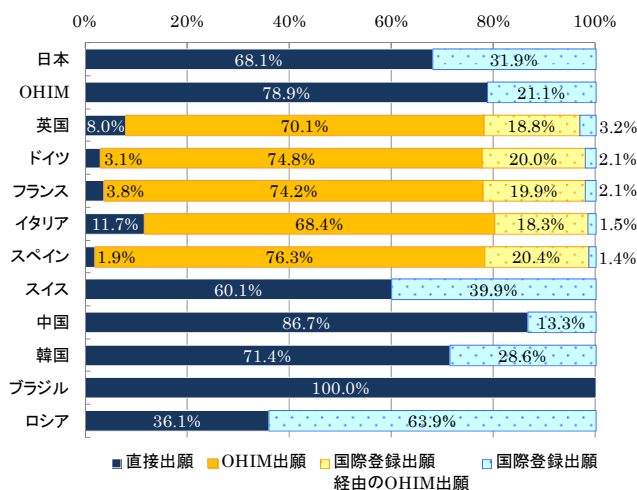


図2-12 米国居住の出願人による他国・機関への出願ルート（2011年）



3. OHIM

2007 年から 2011 年までの OHIM における自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図 2-13 に、2011 年の OHIM における出願人居住地別商標出願区分数の割合を図 2-14 に、2007 年から 2011 年までの OHIM における産業分野別の商標出願区分数推移を図 2-15 に、2011 年の欧州居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図 2-16 に示す。

OHIM への商標出願件数は 2009 年以降増加傾向にある。他国比率も 2010 年、2011 年と増加傾向である。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合は、米国居住者（10.0%）が最も多く、次いで日本居住者（1.5%）となっている。出願分野では役務分野が最も多く、次いで機械分野となっている。欧州居住の出願人による他国への出願ルートは、日本、中国、韓国へは国際登録出願、米国へは直接出願が多く利用されている。

図 2-13 OHIM における自国・他国からの出願区分数と他国比率推移（2007 年～2011 年）

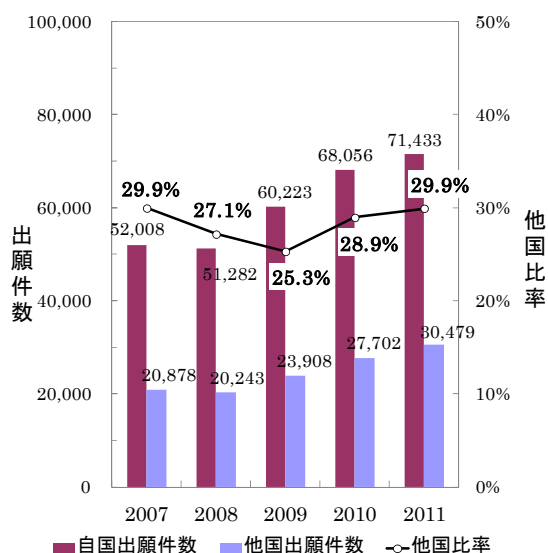


図 2-14 OHIM における出願人居住地別出願区分数の割合（2011 年）

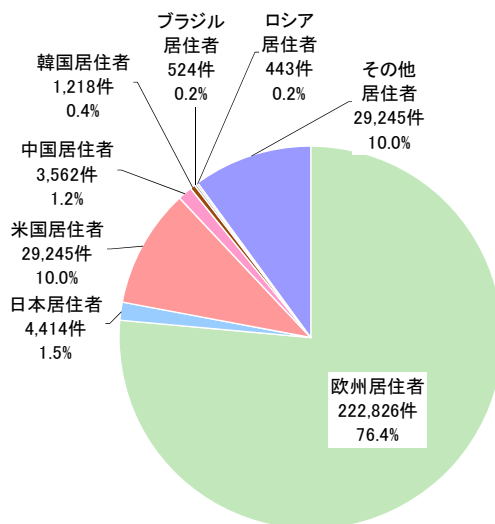


図 2-15 OHIM における産業分野別の商標出願区分数推移（2007 年～2011 年）

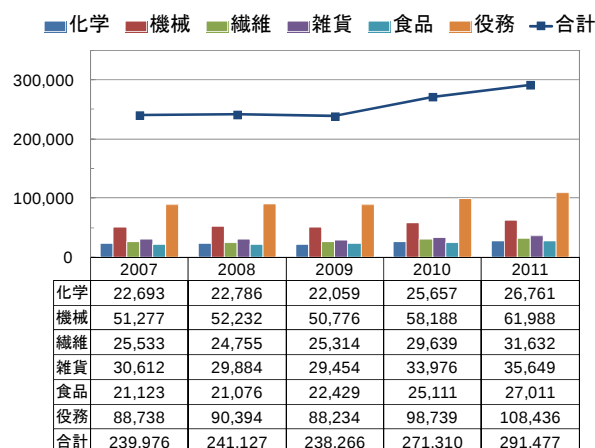
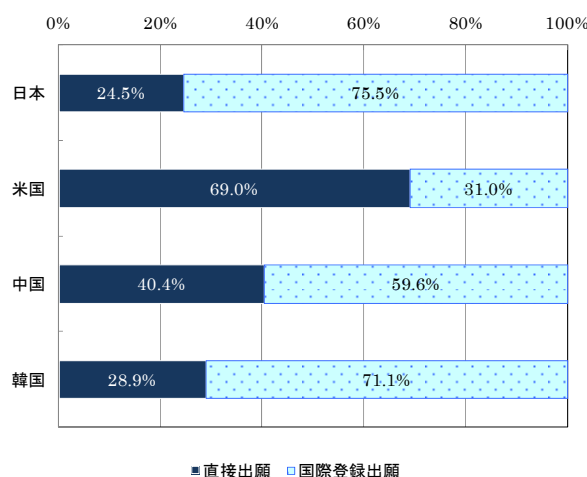


図 2-16 欧州居住の出願人による他国・機関への出願ルート（2011 年）



4. 英国

2007 年から 2011 年までの英国における自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図 2-17 に、2011 年の英国における出願人居住地別商標出願区分数の割合を図 2-18 に、2011 年の英国居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図 2-19 に示す。

英国への自国出願区分数が 2010 年以降増加している。一方で他国比率は減少傾向である。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合は英国を除く欧州居住者（7.1%）が最も多い。英国居住の出願人の他国への出願ルートを見ると、米国、中国へはおよそ 80%、OHIM へはおよそ 90%が直接出願を利用している。一方、日本、スイス、韓国、ロシアへは、国際登録出願の割合が高い。

図 2-17

英国における自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移（2007 年～2011 年）

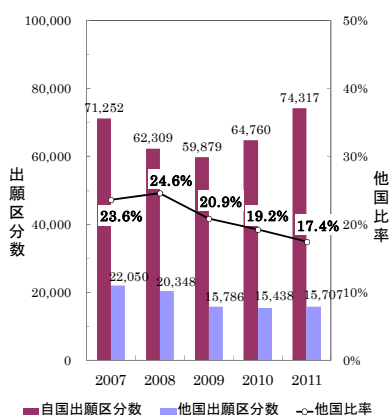


図 2-18

英国における出願人居住地別出願区分数の割合（2011 年）

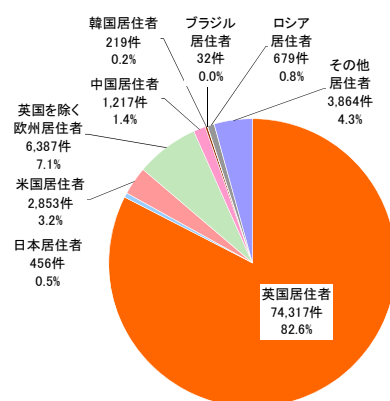
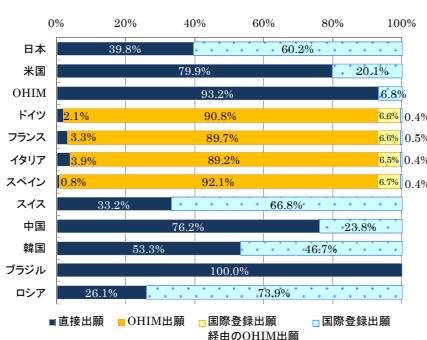


図 2-19

英国居住の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2007 年～2011 年）



5. ドイツ

2007 年から 2011 年までのドイツにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図 2-20 に、2011 年のドイツにおける出願人居住地別商標出願区分数の割合を図 2-21 に、2011 年のドイツ居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図 2-22 に示す。

自国出願区分数は 2007 年以降減少傾向が続いている。一方で他国比率は 2010 年以降増加傾向である。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合はドイツを除く欧州居住者（8.3%）が最も多い。ドイツ居住の出願人の他国への出願ルートを見ると、国際登録出願の利用が多い国の 1 つである。一方、OHIM への出願は直接出願が多い。

図 2-20

ドイツにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移（2007 年～2011 年）

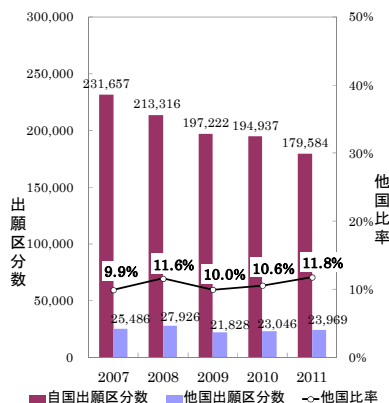


図 2-21

ドイツにおける出願人居住地別出願区分数の割合（2011 年）

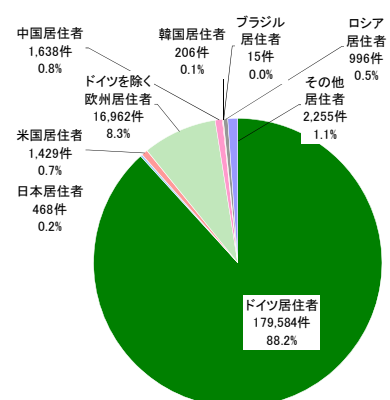
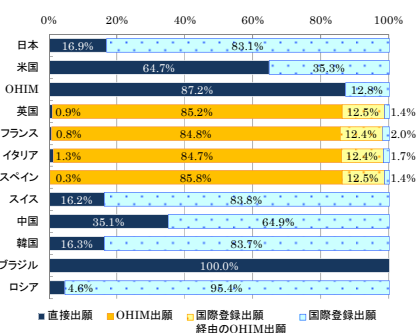


図 2-22

ドイツ居住の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2007 年～2011 年）



6. フランス

2007年から2011年までのフランスにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図2-23に、2011年のフランスにおける出願人居住地別商標出願区分数の割合を図2-24に、2011年のフランス居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図2-25に示す。

フランスでは2009年、2010年と自国出願区分数が増加していたが、2011年には減少した。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合はフランスを除く欧州居住者（3.4%）が最も多い。フランス居住の出願人の他国への出願ルートをみると、国際登録出願の利用が多く、日本と韓国はおよそ65%以上、スイスとロシアはおよそ90%以上である。

図2-23

フランスにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移（2007年～2011年）

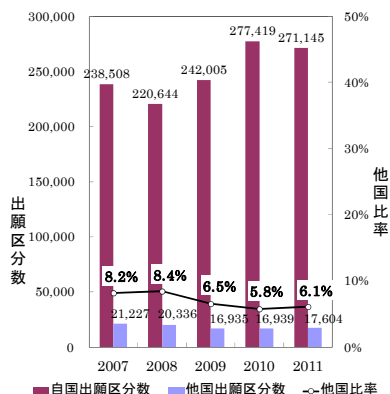


図2-24

フランスにおける出願人居住地別出願区分数の割合（2011年）

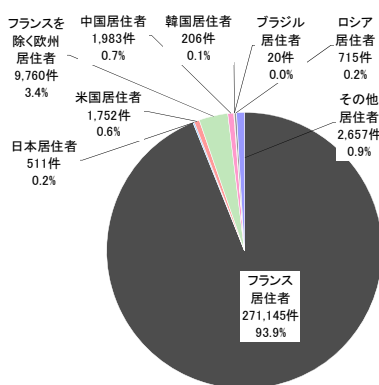
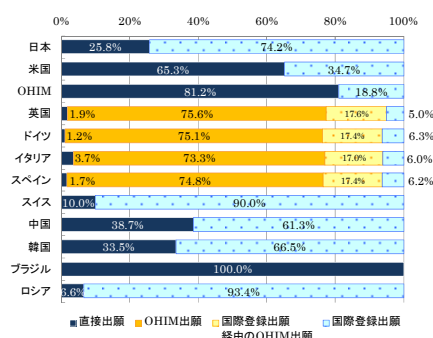


図2-25

フランス居住の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2007年～2011年）



7. イタリア

2007年から2011年までのイタリアにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図2-26に、2011年のイタリアにおける出願人居住地別商標出願区分数の割合を図2-27に、2011年のイタリア居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図2-28に示す。

自国出願区分数は2009年以降増加傾向となっている。一方で他国出願区分数は年々減少している。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合はイタリアを除く欧州居住者（6.8%）が最も多い。イタリア居住の出願人の他国への出願ルートをみると、日本、スイス、韓国、ロシアでおよそ75%と国際登録出願を多く利用している。

図2-26

イタリアにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移（2007年～2011年）

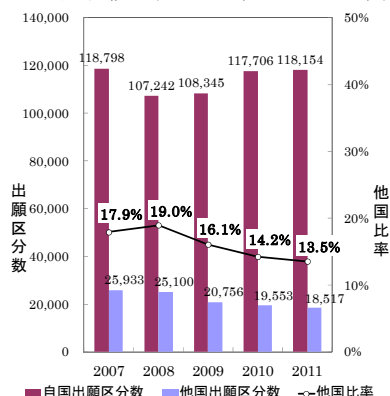


図2-27

イタリアにおける出願人居住地別出願区分数の割合（2011年）

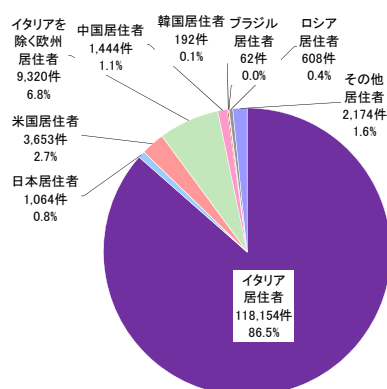
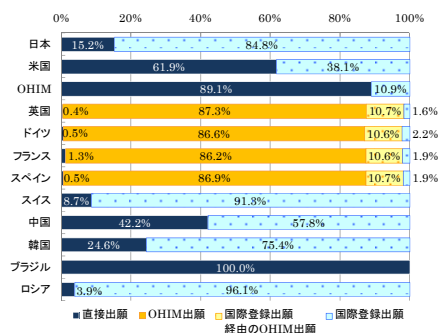


図2-28

イタリア居住の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2007年～2011年）



8. スペイン

2007 年から 2011 年までのスペインにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図 2-29 に、2011 年のスペインにおける出願人居住地別商標出願区分数の割合を図 2-30 に、2011 年のスペイン居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図 2-31 に示す。

スペインでは自国出願区分数は 2008 年、2009 年と大きく減少し、その後は 2011 年にかけてほぼ横ばいで推移している。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合はスペインを除く欧州居住者（8.9%）が最も多い。スペイン居住の出願人の他国への出願ルートを見ると、日本、スイス、韓国、ロシアへの出願は 70%以上が国際登録出願だが、EU 加盟国については、OHIM への直接出願がほとんどである。

図 2-29

スペインにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移（2007 年～2011 年）

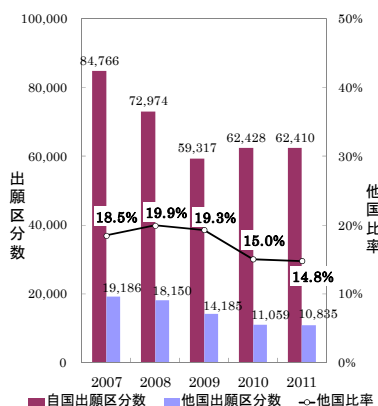


図 2-30

スペインにおける出願人居住地別出願区分数の割合（2011 年）

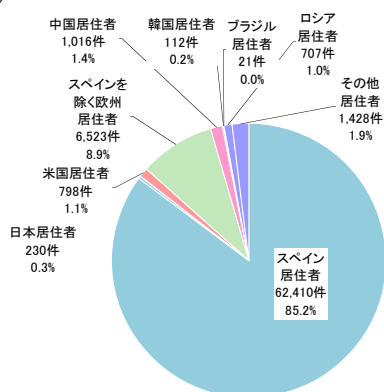
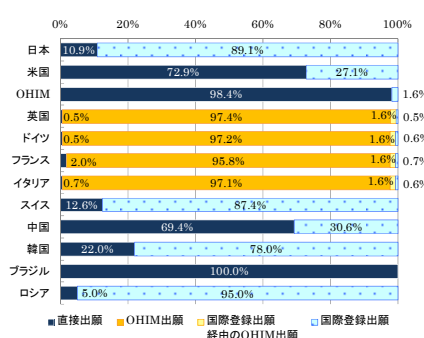


図 2-31

スペイン居住の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2007 年～2011 年）



9. スイス

2007 年から 2011 年までのスイスにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図 2-32 に、2011 年のスイスにおける出願人居住地別商標出願区分数の割合を図 2-33 に、2011 年のスイス居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図 2-34 に示す。

スイスは他国出願区分数が自国出願区分数より多い。他国比率は減少傾向だったが、2010 年、2011 年と増加している。出願人居住地別出願区分数割合において、スイスを除く欧州居住者（43.2%）がスイス居住者（42.4%）よりも多い。スイス居住の出願人の他国への出願ルートを見ると、国際登録出願が多く利用している国だが、米国への出願については少ない。

図 2-32

スイスにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移（2007 年～2011 年）

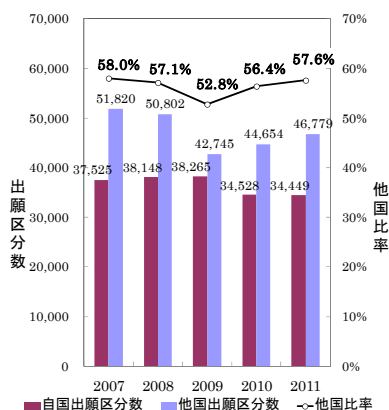


図 2-33

スイスにおける出願人居住地別出願区分数の割合（2011 年）

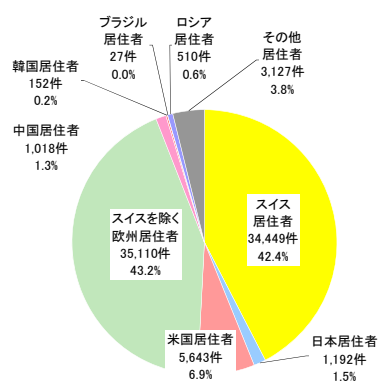
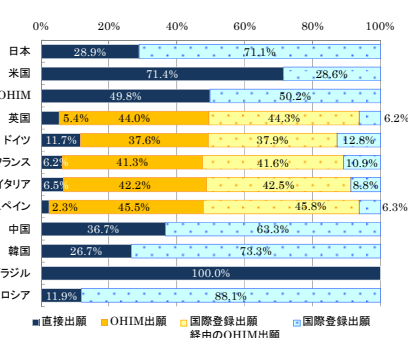


図 2-34

スイス居住の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2007 年～2011 年）



10. 中国

2007年から2011年までの中国における自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図2-35に、2011年の中国における出願人居住地別商標出願区分数の割合を図2-36に、2007年から2011年までの中国における産業分野別の商標出願区分数推移を図2-37に、2011年の中国居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図2-38に示す。

中国への自国出願は2008年に減少となったが、その後は顕著な増加傾向が続いている。他国比率は減少傾向となっていたが、2011年になるとわずかに増加した。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合は欧州居住者（4.1%）が最も多く、次いで米国居住者、日本居住者となっている。出願分野では2010年まで最も出願件数の多い分野は機械分野であったが、2011年は役務分野となっている。中国居住者の他国への出願ルートを見ると国際登録出願の利用は多く、スイスやロシアへの出願では国際登録出願が85%を超えており、日本、韓国への出願も50%を超えている。

図2-35 中国における自国・他国からの出願区分数と他国比率推移（2007年～2011年）

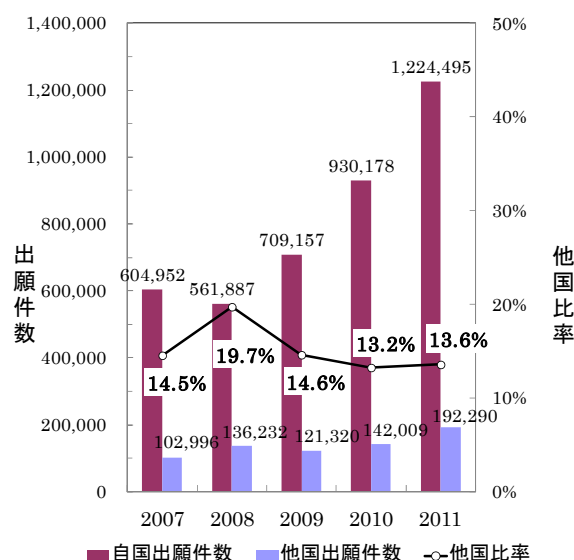


図2-36 中国における出願人居住地別出願区分数の割合（2011年）

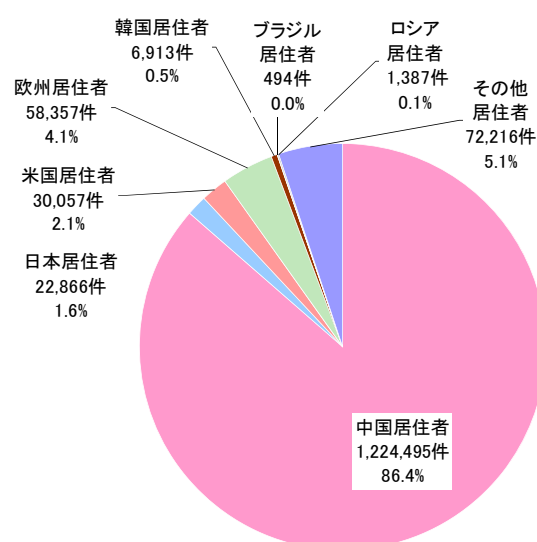


図2-37 中国における産業分野別の商標出願区分数推移（2007年～2011年）

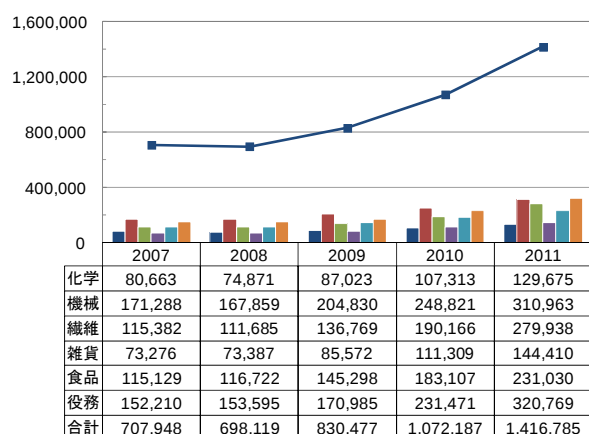
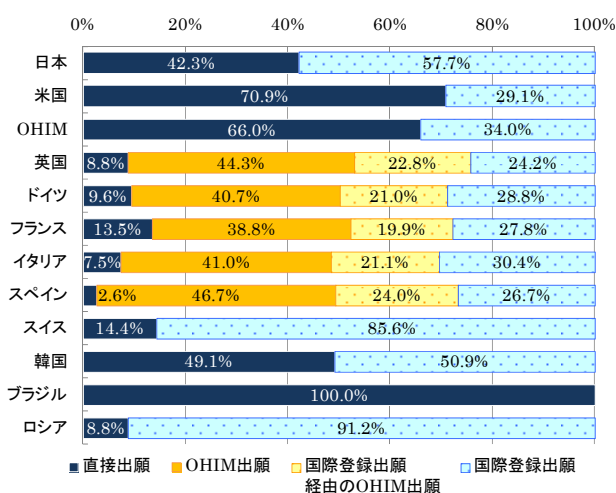


図2-38 中国居住の出願人による他国・機関への出願ルート（2011年）



10. 韓国

2007年から2011年までの韓国における自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図2-39に、2011年の韓国における出願人居住地別商標出願区分数の割合を図2-40に、2007年から2011年までの韓国における産業分野別の商標出願区分数推移を図2-41に、2011年の中国居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図2-42に示す。

韓国への2008年に減少したが2009年以降増加傾向が続いている。他国比率は2010年から増加傾向である。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合は欧州居住者(9.0%)が最も多く、次いで米国居住者、日本居住者となっている。出願分野では機械分野が最も多く、次いで機械分野となっている。韓国居住者の他国への出願ルートをみると直接出願が多く利用されており、日本、米国、OHIM、中国に対しては直接出願が約75%以上である。

図2-39 韓国における自国・他国からの出願区分数と他国比率推移(2007年～2011年)

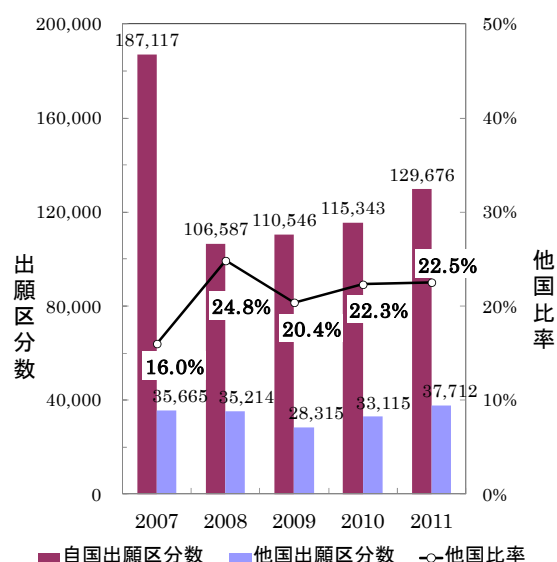


図2-40 韓国における出願人居住地別出願区分数の割合(2011年)

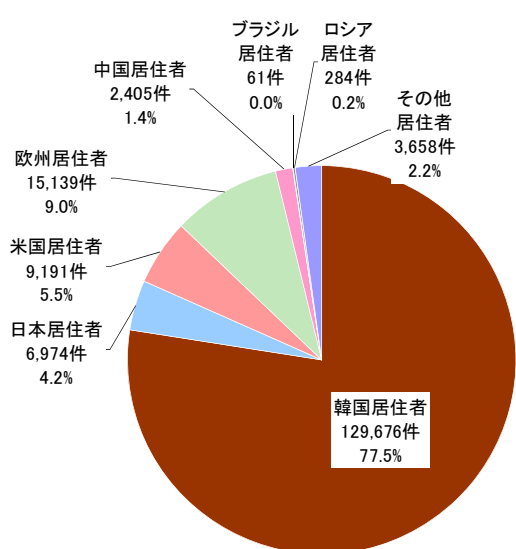


図2-41 韓国における産業分野別の商標出願区分数推移(2007年～2011年)

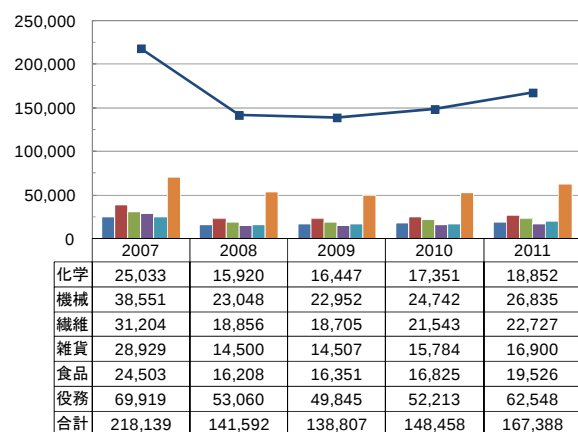
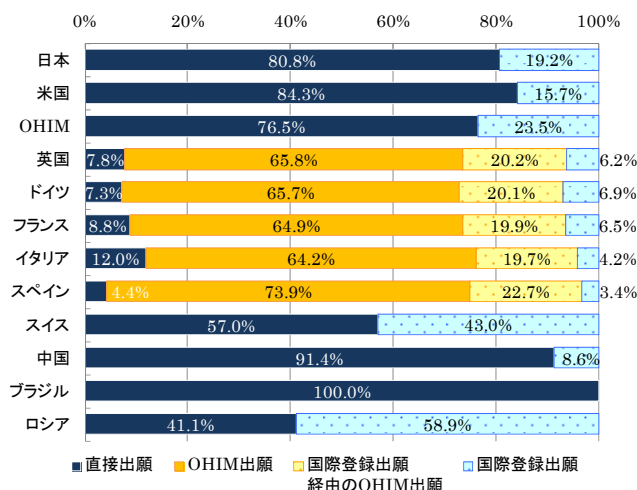


図2-42 韓国居住の出願人による他国・機関への出願ルート(2011年)



1 1. ブラジル

2007 年から 2011 年までのブラジルにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図 2-43 に、2011 年のブラジルにおける出願人居住地別商標出願区分数の割合を図 2-44 に、2011 年のブラジル居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図 2-45 に示す。

ブラジルでは自国出願区分数について、2007 年から概ね増加傾向にある。他国比率について、2009 年は低かったが、概ね 18%～19%台で推移している。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合はブラジルを除く欧州居住者（9.2%）が最も多い。ブラジル居住の出願人の他国への出願件数は、中国 494 件、米国 441 件の順となっている。

図 2-43
ブラジルにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移（2007 年～2011 年）

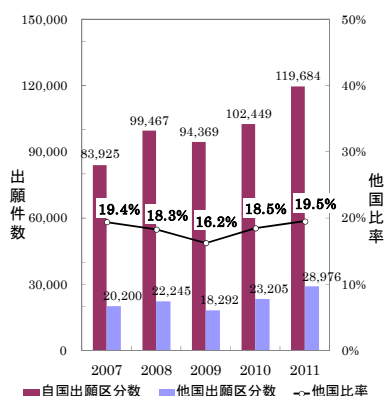


図 2-44
ブラジルにおける出願人居住地別出願区分数の割合（2011 年）

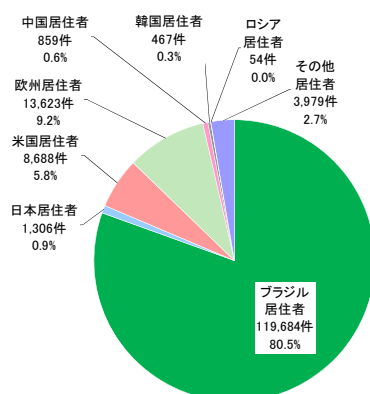


図 2-45
ブラジル居住の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2007 年～2011 年）

	直接出願	OHIM出願	国際登録出願経由のOHIM出願	国際登録出願	合計
日本	69	—	—	0	69
米国	441	—	—	0	441
OHIM	243	—	—	0	243
英国	23	243	0	0	266
ドイツ	10	243	0	0	253
フランス	13	243	0	0	256
イタリア	41	243	0	0	284
スペイン	13	243	0	0	256
スイス	15	—	—	0	15
中国	494	—	—	0	494
韓国	42	—	—	0	42
ロシア	14	—	—	0	14
合計	1,418	1,215	0	0	2,633

1 2. ロシア

2007 年から 2011 年までのロシアにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移を図 2-46 に、2011 年のロシアにおける出願人居住地別商標出願区分数の割合を図 2-47 に、2011 年のロシア居住の出願人による他国・機関への出願ルートを図 2-48 に示す。

ロシアでは自国出願区分数は年々増加傾向にあったが、2011 年は減少した。他国比率では 2009 年、2010 年と大きく減少したが、2011 年には増加に転じた。出願人居住地別出願区分数割合において他国からの出願割合は欧州居住者（18.8%）と最も多い。ロシア居住の出願人の他国への出願ルートをみると、非常に国際登録出願が多く、日本や韓国、欧州各国への出願は 80%を超えている。

図 2-46
ロシアにおける自国・他国からの商標出願区分数と他国比率推移（2007 年～2011 年）

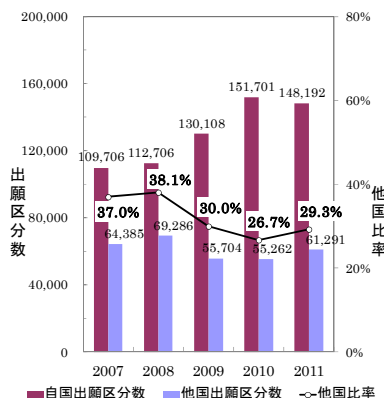


図 2-47
ロシアにおける出願人居住地別出願区分数の割合（2011 年）

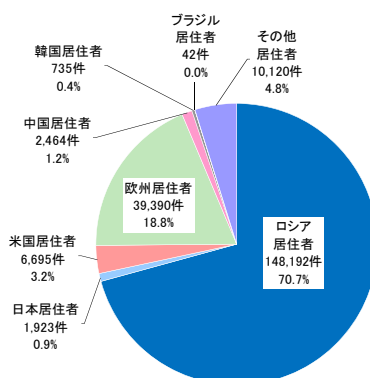
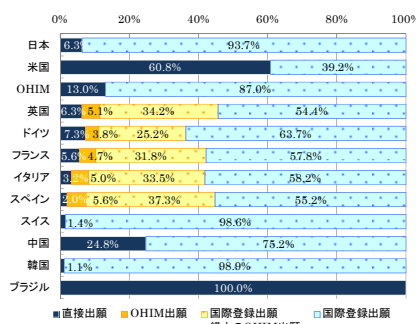


図 2-48
ロシア居住の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2007 年～2011 年）



第3節 アジア諸国・地域における商標出願動向

アジア諸国・地域（日本・中国・韓国を除く）における商標出願状況を調査する。

2007年から2011年までのアジア諸国・地域における他国からの商標出願状況及び他国比率（全体の商標出願件数に対する調査対象国居住者以外の出願件数の割合）、日本比率（全体の商標出願件数に対する日本居住者の出願件数の割合）の推移を図2-49に示す。

2011年はカンボジアを除き全ての国・地域において出願件数が前年より増加となっている。シンガポール、ベトナム、ブルネイ、カンボジア以外のアジア諸国・地域では、過去5年のうち2011年が最も多くなっている。他国比率が高いのは、ブルネイ、シンガポール、カンボジア、香港及びマレーシアで何れも50%を超えている。日本居住者の出願割合が高いのは、ブルネイ、シンガポール、香港、マレーシア及びタイで2011年は7%を超えているが、日本居住者の出願件数が最も多いのは台湾である。

図2-49 アジア諸国・地域における自国と他国の商標出願件数、他国比率、日本比率の推移（2007年～2011年）



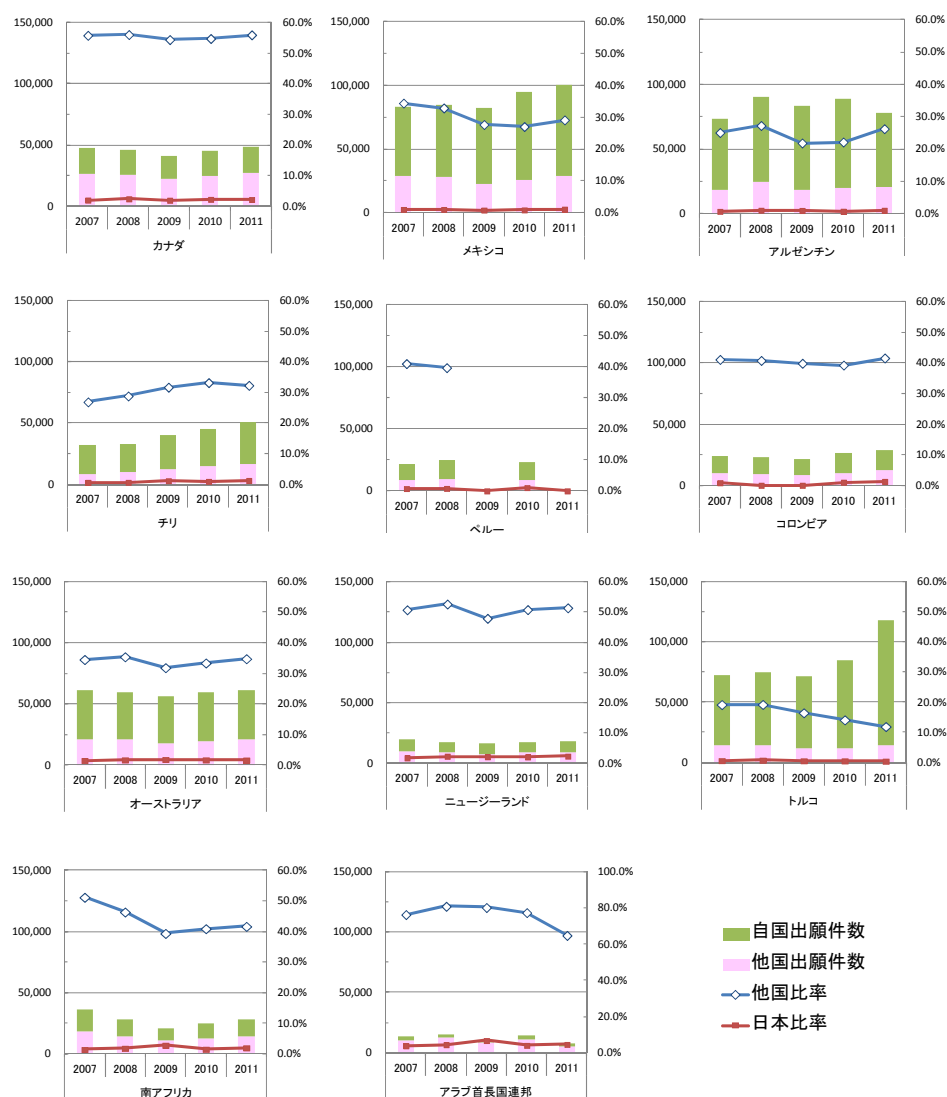
第4節 その他の国における商標出願動向

その他の国（オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、トルコ、メキシコ、アルゼンチン、南アフリカ、アラブ首長国連邦、チリ、ペルー、コロンビア）における商標出願状況を調査する。

2007年から2011年までのその他の国における他国からの商標出願状況及び他国比率（全体の商標出願件数に対する他国居住者出願件数の割合）、日本比率（全体の商標出願件数に対する日本居住者の出願件数の割合）推移を図2-50に示す。

2007年から2011年までのその他の国に関しては、過去5年のうち2011年が最も多くなっているのは、カナダ、メキシコ、チリ、コロンビア、オーストラリア、トルコである。他国比率が最も高いのはアラブ首長国連邦（UAE）で各年とも60%を超えている。トルコにおいては他国比率の減少傾向が見受けられる。日本居住者の出願件数は比較的少なく、2011年の出願件数が1,000件を超えている国はカナダ、メキシコ、オーストラリアのみである。日本居住者の出願割合は、UAEで4.7%と高く、ニュージーランドで2.3%、カナダで2.2%となっている。

図2-50 その他の国における自国と他国の商標出願件数、他国比率、日本比率の推移



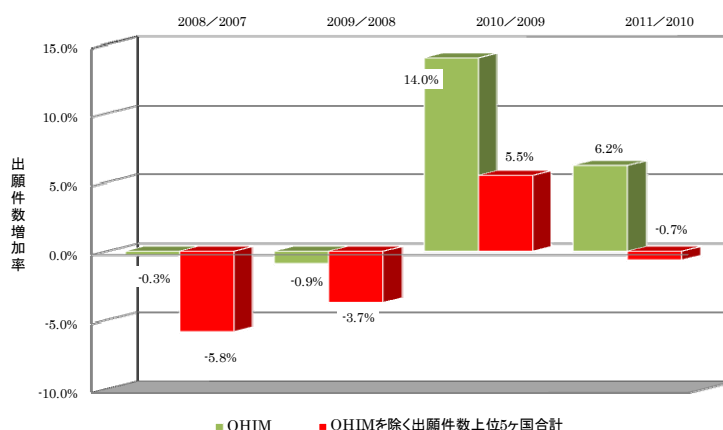
第3章 欧州における OHIM と EU 加盟国への商標出願動向

欧州における OHIM と欧州各国への商標出願状況を調査し、OHIM の欧州共同体商標 (CTM) 制度が欧州各国の商標出願動向に与える影響を調査する。

欧州における OHIM と OHIM を除く商標出願件数上位 5 ヶ国（フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国）の合計の商標出願件数の前年比の増加率推移を図 3-1 に示す。

欧州における OHIM の商標出願件数は 2008 年、2009 年と減少傾向であったが、2010 年、2011 年と増加傾向にある。一方、OHIM を除く商標出願件数上位 5 ヶ国の合計件数は 2008 年、2009 年と継続して減少傾向を示したが、2010 年には増加に転じた。しかし、2011 年には再び減少となっている。

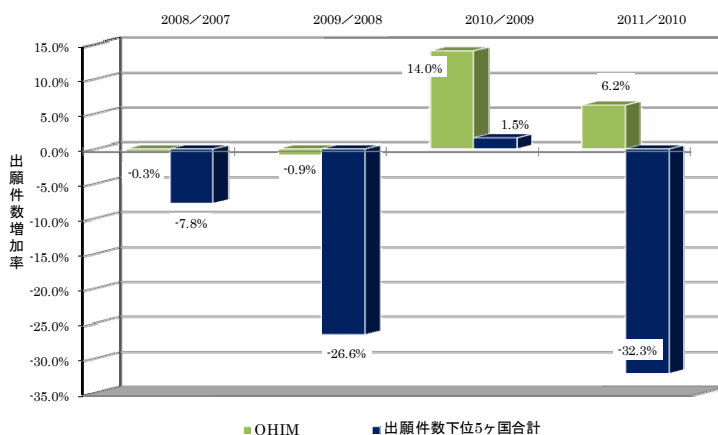
図 3-1 欧州における OHIM と OHIM を除く出願上位 5 ヶ国（合計）の対前年比出願件数増加率推移



欧州における OHIM と商標出願件数下位 5 ヶ国（スロベニア、リトアニア、エストニア、ギリシャ、ラトヴィア）の合計の商標出願件数の前年比の増加率推移を図 3-2 に示す。

欧州における商標出願件数下位 5 ヶ国の商標出願件数合計は、2011 年に大きく減少している。特に、ギリシャやラトヴィアの減少幅が顕著である。商標出願件数下位 5 ヶ国全てが 2007 年から 2011 年でおおよそ 30%以上の減少率を示している。商標出願件数下位 5 ヶ国合計でも -61.7%と著しい減少となっている。

図 3-2 欧州における OHIM と出願下位 5 ヶ国（合計）の対前年比出願件数増加率推移



第4章 経済・産業状況と商標出願動向

主要各国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国）及び欧州4ヶ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア）の合計の経済・産業状況が商標出願動向に与える影響を明らかにするために、2000年から2011年までの主要各国・機関における経済・産業の動向の指標として主に国内総生産（Gross Domestic Product 以下、「GDP」という。）と民間消費支出、総人口数と労働者人口数、日本における輸出入額の3テーマを取り上げ、経済動向と商標出願件数の関係を調査する。なお、欧州4ヶ国合計の商標出願件数は、OHIMにおける商標出願件数を加算するものとする。

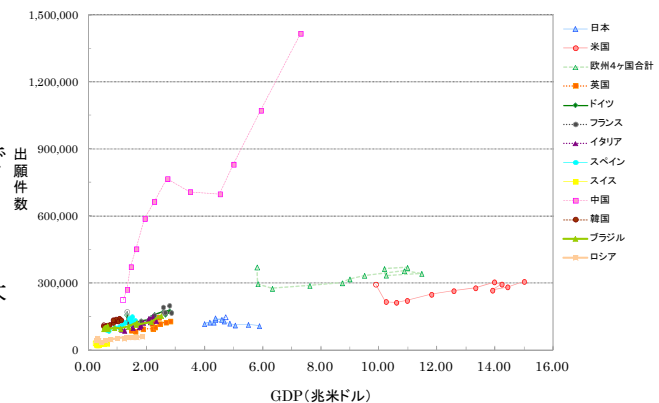
第1節 GDPと商標出願動向

1. 主要各国・欧州におけるGDP（米ドル）と商標出願動向

主要各国におけるGDP（米ドル）の推移と商標出願件数の推移を図4-1に示す。

主要各国のGDPと商標出願件数の関係を比べると、図中の線の傾きから判断して、米国と欧州4ヶ国合計ではGDPの伸び率に対して商標出願件数の増加率が低く、中国ではGDPの伸び率に比べて商標出願件数の増加率が高い。欧州主要各国では、GDPも商標出願件数もほぼ同様に増減している。日本ではGDPの伸び率と商標出願件数の増加率に一定の傾向がみられない。

図4-1 主要各国・欧州4ヶ国合計におけるGDP（米ドル）と商標出願件数



2. 主要各国におけるGDP（現地通貨）・民間消費支出と商標出願件数

2000年から2011年までの主要各国のGDP（現地通貨）の推移と同年の商標出願件数の推移の相関係数、更に各調査対象期間を前後1年ずらした場合での相関係数を調査した結果を表4-1に、主要各国の民間消費支出の推移と同年の商標出願件数の推移の相関係数、更に各調査対象期間を前後1年ずらした場合での相関係数を調査した結果を表4-2に示す。

日本の相関係数について、GDP（現地通貨）、民間消費支出を比較したいずれの場合においても、出願件数を1年遅らせて比較したときが低い値を示した。このことから日本においては経済・産業状況の動向がそれ以降の商標出願動向に影響を与えているというよりも、商標出願動向と経済・産業状況は同期あるいは、商標出願動向が経済・産業状況よりも先行しているように見受けられる。一方、スペインではGDP、民間消費支出を比較したいずれの場合においても、経済・産業状況が先行し、商標出願動向に影響を及ぼしているといった結果となっている。その他の国においては、いずれの場合においてもGDPや民間消費支出と出願件数との相関値は高く、経済・産業状況と商標出願動向との間には関連があることは間違いないと推測される。

表 4-1 主要各国の GDP（現地通貨）と
商標出願動向の相関関係

	調査対象期間		
	2000年・2011年	2001年・2011年	2000年・2010年
出願件数	2000年・2011年	2000年・2010年	2001年・2011年
GDP(現地通貨)	2000年・2011年	2000年・2010年	2001年・2011年
日本	0.868	0.450	0.737
米国	0.702	0.902	0.587
英国	0.912	0.935	0.865
ドイツ	0.822	0.869	0.789
フランス	0.739	0.936	0.661
イタリア	0.898	0.920	0.873
スペイン	0.261	0.603	0.117
スイス	0.733	0.755	0.733
中国	0.947	0.932	0.939
韓国	0.831	0.835	0.833
ブラジル	0.809	0.877	0.696
ロシア	0.766	0.690	0.680

表 4-2 主要各国の民間消費支出と
商標出願動向の相関関係

	調査対象期間		
	2000年・2011年	2001年・2011年	2000年・2010年
出願件数	2000年・2011年	2000年・2010年	2001年・2011年
民間消費支出	2000年・2011年	2000年・2010年	2001年・2011年
日本	0.718	0.394	0.791
米国	0.684	0.901	0.575
英国	0.911	0.941	0.864
ドイツ	0.782	0.902	0.765
フランス	0.747	0.954	0.765
イタリア	0.934	0.946	0.903
スペイン	0.295	0.616	0.125
スイス	0.676	0.717	0.706
中国	0.938	0.916	0.928
韓国	0.847	0.833	0.858
ブラジル	0.920	0.925	0.905
ロシア	0.850	0.791	0.830

第 2 節 人口数と商標出願動向

1. 主要各国における総人口数・民間消費支出と商標出願件数

2000 年から 2011 年までの総人口の推移と、同年の商標出願件数の推移の相関係数、更に各調査対象期間を前後 1 年ずらした場合での相関係数を表 4-3 に示し、同様に労働者人口についての推移を表 4-4 に示し、経済・産業状況と商標出願動向の関係を分析する。

表 4-3 主要各国の総人口と
商標出願動向の相関関係

	調査対象期間		
	2000年・2011年	2001年・2011年	2000年・2010年
出願件数	2000年・2011年	2000年・2010年	2001年・2011年
総人口	2000年・2011年	2000年・2010年	2001年・2011年
日本	-0.408	-0.167	-0.284
米国	0.617	0.870	0.548
英国	0.924	0.950	0.895
ドイツ	-0.758	-0.532	-0.823
フランス	0.747	0.970	0.663
イタリア	0.945	0.951	0.922
スペイン	0.265	0.626	0.124
スイス	0.548	0.649	0.585
中国	0.934	0.921	0.963
韓国	0.824	0.812	0.847

表 4-4 主要各国の労働者人口と
商標出願動向の相関関係

	調査対象期間		
	2000年・2011年	2001年・2011年	2000年・2010年
出願件数	2000年・2011年	2000年・2010年	2001年・2011年
労働者人口	2000年・2011年	2000年・2010年	2001年・2011年
日本	0.755	0.019	0.952
米国	0.627	0.703	0.464
英国	0.815	0.861	0.776
ドイツ	0.748	0.554	0.875
フランス	0.575	0.832	0.627
イタリア	0.789	0.863	0.802
スペイン	0.123	0.507	-0.022
スイス	0.648	0.636	0.731
中国	0.950	0.950	0.958
韓国	0.878	0.906	0.849

日本においては、総人口と商標出願件数との相関はほとんどなかったが、労働者人口と商標出願件数との比較では相関があるように思える。ドイツでも日本と同様の傾向である。しかしその他の国では、総人口と商標出願件数との相関件数と労働者人口と商標出願件数との相関係数は共に高い数値を示している。なお、総人口と労働者人口のどちらの場合においても、商標出願件数と同年で比較した場合の相関件数が最も高くなる国がなかった。

また、米国、英国、フランス、イタリア、スペインでは、GDP や民間消費支出の比較と同様に、出願件数を 1 年遅らせた場合が最も高くなっている。

第3節 主要各国の直接投資受入額と商標出願動向調査

1. 主要各国の直接投資受入額と商標出願件数

直接投資受入額とは、調査対象各国の企業に対して、他国の企業が永続的な権益を取得する（経営を支配する）ことを目的に行われた投資に関する金額を示すものであり、経済状況に与える影響は大きいと考えられる。本章では、各国の直接投資受入額と各国に対する他国からの出願状況の関連性について調査、分析を行った。

2004年から2011年の主要各国の直接投資受入額（100万USドル）と、他国の出願人による出願件数との関係を表4-5に示す。なお、表4-5中に記載の相関係数は各国の同年の直接投資受入額と他国からの出願件数を対象とした数値を示している。

表4-5 主要各国の直接投資受入額（100万USドル）と、他国からの出願人による出願件数

		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	相関係数
日本	直接投資受入額	7,808.0	3,223.0	-6,789.0	22,181.0	24,550.0	11,839.0	-1,359.0	-1,702.0	0.431
	他国からの出願件数	17,556	19,201	20,723	25,066	23,511	20,367	21,356	23,387	
米国	直接投資受入額	135,826.0	104,773.0	237,136.0	215,952.0	306,366.0	152,892.0	228,249.0	219,957.0	-0.454
	他国からの出願件数	49,497	58,709	44,267	47,700	47,848	41,860	45,000	49,274	
英国	直接投資受入額	57,138.7	177,900.6	156,193.2	200,039.2	89,025.8	70,360.9	51,772.4	54,204.1	0.564
	他国からの出願件数	13,113	12,835	12,365	11,508	10,228	9,084	9,690	8,214	
ドイツ	直接投資受入額	-10,189.2	47,439.4	55,626.3	80,208.0	8,109.3	24,156.7	46,860.8	40,401.5	-0.052
	他国からの出願件数	11,617	12,879	11,664	10,564	10,789	8,959	8,738	8,355	
フランス	直接投資受入額	32,560.4	84,947.5	71,843.0	96,218.6	64,184.3	34,028.3	33,909.2	42,720.2	0.505
	他国からの出願件数	11,324	11,854	10,665	9,602	9,106	7,679	7,493	7,585	
イタリア	直接投資受入額	16,825.9	19,969.7	39,237.7	40,201.9	-10,845.6	20,073.8	9,180.9	32,401.2	0.147
	他国からの出願件数	7,950	8,833	7,386	6,621	6,181	6,196	5,758	5,640	
スペイン	直接投資受入額	24,760.2	25,019.9	30,802.6	64,264.4	76,992.7	9,135.3	24,546.9	26,475.1	0.138
	他国からの出願件数	9,987	10,431	10,328	8,227	7,736	5,885	5,305	4,929	
スイス	直接投資受入額	932.0	-950.9	43,717.7	32,435.0	15,144.6	28,641.5	20,380.5	-197.1	0.434
	他国からの出願件数	14,362	17,689	18,893	19,216	19,629	17,102	16,858	18,247	
中国	直接投資受入額	54,936.5	79,126.7	78,094.7	138,413.2	147,791.1	78,192.7	185,081.0	220,143.0	0.890
	他国からの出願件数	60,334	70,635	97,043	102,996	136,232	121,320	142,009	192,290	
韓国	直接投資受入額	12,795.6	11,565.5	11,247.4	10,515.6	11,711.8	11,484.1	13,071.0	13,674.0	-0.758
	他国からの出願件数	21,403	23,153	25,323	29,203	30,168	26,074	22,246	21,659	
ブラジル	直接投資受入額	18,166.0	15,066.0	18,782.0	34,585.0	45,058.0	25,949.0	48,506.0	66,660.0	0.967
	他国からの出願件数	13,855	16,177	18,056	20,200	22,245	18,292	23,205	28,976	
ロシア	直接投資受入額	9,420.0	13,072.0	13,678.0	27,797.0	27,027.0	15,906.0	13,810.0	18,415.0	0.814
	他国からの出願件数	17,040	20,762	23,278	25,844	27,141	22,741	24,121	26,089	

出典：・直接投資受入額はJETROのHP、各国の「基礎的経済指標」より。
・出願件数は日本、中国、韓国は各国の年次報告書より、その他はWIPOの統計データより。
ただし、ブラジルの2011年の値はWIPOの統計データより取得できなかったため、トムソンロイターのデータを使用している。

主要各国の直接投資受入額（100万USドル）と他国の出願人による出願件数の相関値をみると、中国が0.890、ブラジルが0.967、ロシアが0.814と他の主要国の相関値よりも高い数値を示しており、これらの国においては直接投資受入額と他国の出願人による出願件数の間には高い関連性があるものと考えられる。これらの国では、ここ数年のGDP値が顕著な増加傾向を示しており、市場規模やその発展性に他国からの関心度が高いことがその要因であると考えられる。

一方、中国、ブラジル、ロシア以外の主要国については、直接投資受入額と他国の出願人による出願件数との間に高い関連性は見受けられない。これらの国は他国からみて重要な市場であることは間違いないが、成熟した市場であり、既に他国企業の進出も十分に行われていることから、直接投資受入額と他国の出願人による出願件数との間に高い関連性は見受けられないといった結果になったものと推測される。

第5章 グローバル企業の国際的な商標出願動向

グローバルに事業を行っていると思われる企業の商標出願動向等を調査する。その企業について、主要各国・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

調査対象企業は、「平成 23 年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」（平成 24 年 2 月特許庁）においてグローバル企業として選定した企業の中、前回の調査対象の主要国・機関である日本、米国、OHIM、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、中国及び韓国の半数以上（6 ヶ国以上）に直接商標出願を 5 年間合計で 10 件以上している企業と、昨今注目されている企業を合わせた合計 71 社について商標出願動向を調査した。内訳は日本企業 23 社、米国企業 28 社、英国 1 社、英国／オランダ企業 1 社、ドイツ企業 6 社、フランス企業 1 社、スイス企業 3 社、中国企業 3 社、韓国企業 3 社、台湾 1 社、及びインド 1 社である。

日本企業は、比較的商標の出願対象国を選んで出願する傾向がみられる。出願件数をみると自国に次いで中国が多く、次いで米国や OHIM、韓国などが挙げられる。一方、欧州への出願では EU 加盟各国への直接出願は少なく、OHIM への出願で EU 加盟国をカバーしているようにみられる。そのため、EU 加盟国ではないスイスへの出願は他の EU 加盟国に比べると多い。国際登録出願は一部企業で利用がみられるものの、その割合は低く、出願件数では米国企業、欧州企業に比べて少ない。国際登録出願の指定国として比較的多いのはスイス、中国、韓国である。

米国企業は、アジア、欧州に比較的広く商標出願しており、アジア、欧州を貿易相手国として重視している傾向にある。出願件数は自国に次いで中国、OHIM、日本及び韓国に対して多くみられる。欧州各国への出願では、イタリアへの直接出願が比較的多くみられるが、その他の EU 加盟国に対しては広く出願しているものの出願件数は少なく、米国企業も日本企業同様 OHIM への出願でカバーしているものと思われる。EU 加盟国ではないスイスへの出願は比較的多い。また、国際登録出願で他国の基礎登録を利用して、米国を指定国にしている米国企業もみられた。

欧州企業は、欧州、米国、アジアに広く出願している。自国と同数程度に米国と OHIM へ出願し、なおかつ欧州各国への出願件数も多く、アジアへの出願も活発である。これは欧州全体を自社のマーケットと捉え、かつ他国への貿易を積極的に進めているためと考えられる。欧州の中では EU 加盟国への直接出願は OHIM への出願より少なく、OHIM を積極的に利用している企業が多いと思われる。国際登録出願の 1 社当たりの利用は他地域の企業に比べて多い方である。特にスイス、中国及び日本への出願で国際登録出願が多くみられ、日本への出願全てに国際登録出願を利用している企業もあった。また、国際登録出願で他国の基礎登録を利用し、自国を指定国にしている欧州企業もみられた。

その他のアジアの企業は、自国への出願が圧倒的に多い。しかし、中には海外シェアが圧倒的に高い企業では、自国への出願がほとんどないところもあった。出願先国で他国への出願が多いところは、米国、韓国及び日本などである。欧州各国への出願は欧州に積極的に進出している企業において出願件数が多いが、それ以外の企業はあまり出願がみられず、OHIM を利用している。国際登録出願については積極的に利用していない。

第6章 総合分析

第1節 これまでのまとめ

1. 各国・機関の商標出願・登録動向

各国・機関における2007年から2011年の出願件数と登録件数は、調査した大半の国・機関で2009年に大きく減少したが、2010年には増加に転じ、2011年も増加が継続している。2008年のリーマンショックに代表される米国経済の急速な景気後退が、米国と相互依存関係を深める世界各国の実体経済にも波及し、世界貿易の縮小や保護主義の拡大などから世界的な経済の低迷を招いたことにより、商標出願件数に影響したが、2010年には回復傾向に向かったものと思われる。2011年はほとんどの国で2010年に続き増加となっている中、日本においては東日本大震災の影響により大きく減少した。

中国において出願件数は顕著な増加傾向を示しており、2011年は140万件を超えた。一方で、登録件数においては2010年まで出願件数同様に顕著な増加傾向であったが、2011年は減少した。中国における商標案件の滞留問題への対策の1つとして審査官を増員（商標審査及び審判の補助スタッフとして400名増員）し、滞留案件の処理を促進したために2010年は登録件数が大きく伸び、2011年は滞留案件が減少したため登録件数も減少した、と考えられる。なお、2010年以降は出願件数と比較しても登録件数が増大しているので、滞留案件が改善しつつあるのではないかと推測される。また中国商標局では、直接出願において出願から登録に至るまでの所要日数の短縮化も図っており、2008年には1,200日を超えていた所要日数は2011年には481日と短縮されている。中には10ヶ月以内に短縮されている案件もある。

その他の国の出願から登録までの所要日数は、2011年まで韓国のみ長期化傾向である。2009年までは中国が最も所要日数を要していたが、前述の通り、審査体制の増強を図っていることにより大幅な短縮となっている。その他の国では概ね減少傾向が続いている。なお、ブラジルでは2007年に滞留案件の対策のために審査官の増員を実施したが、大きな効果が上がっていないようである。

国際登録出願件数全体は2009年に大幅に減少したが、2010年には増加に転じ、2011年も増加傾向が続いている。表6-1にあるように、日本において2011年はスイスと中国を指定国とした出願が2010年に比べ減少しているものの、概ね国際登録出願の利用割合が増えている。一方で、国際登録出願指定国件数全体は2009年に大幅に減少し、2010年も若干ではあるが減少傾向が続いていたが、2011年は微増となっている。なお、2011年の国際登録出願指定国件数ランキングでは、第1位が中国、第2位がOHIM、第3位が米国であり、日本は第6位である。

表 6-1 国際出願における国際登録出願
利用割合の推移（2009年～2011年）

		出願先指定国・機関											単位 (%)
		日本	米国	OHIM	英国	ドイツ	フランス	イタリア	スペイン	スイス	中国	韓国	平均
基礎出願・基礎登録	日本	2009	19.2	25.8	29.1	28.8	28.8	23.4	27.1	43.2	24.4	20.4	27.0
		2010	19.7	29.6	31.2	32.1	31.7	25.5	30.7	45.5	19.7	22.0	28.8
		2011	21.1	31.4	34.3	34.6	34.4	28.1	32.8	40.5	13.8	23.7	29.5
	米国	2009	25.1	16.3	17.6	17.8	17.6	16.1	17.6	35.0	24.5	25.8	21.2
		2010	29.1	19.0	19.9	20.1	19.9	17.5	19.9	35.9	29.8	25.1	23.6
		2011	31.9	21.1	21.9	22.2	22.0	18.9	21.8	39.9	13.3	28.6	24.3
	OHIM	2009	73.2	30.8	—	—	—	—	—	—	66.2	73.2	69.9
		2010	73.5	30.8	—	—	—	—	—	—	50.9	72.2	56.9
		2011	75.5	31.0	—	—	—	—	—	—	59.6	71.1	59.3
	英国	2009	51.5	20.1	6.8	—	7.1	7.1	6.8	7.2	64.2	50.0	27.5
		2010	51.9	20.4	7.9	—	8.1	8.1	7.8	8.1	62.6	50.0	27.0
		2011	60.2	20.1	6.8	—	7.1	1.0	6.9	7.1	66.8	23.8	24.7
	ドイツ	2009	79.0	33.4	13.4	16.1	—	16.6	16.4	16.0	82.9	73.8	83.9
		2010	80.8	33.4	14.6	14.6	—	14.9	14.7	14.5	83.5	80.8	83.2
		2011	83.1	35.3	12.8	13.9	—	14.4	14.1	13.9	83.8	64.9	83.7
	フランス	2009	74.6	34.2	16.1	22.0	23.3	—	22.9	23.7	85.3	56.5	73.6
		2010	72.5	33.8	17.1	21.4	22.4	—	22.3	22.8	85.7	28.2	69.4
		2011	74.2	34.7	18.8	22.5	23.7	—	23.0	23.5	90.0	61.3	66.5
	イタリア	2009	84.6	37.0	9.4	11.7	12.5	12.5	12.1	90.1	66.3	76.5	41.3
		2010	85.7	36.1	12.2	13.8	14.4	14.4	14.1	92.7	29.6	79.0	39.4
		2011	84.8	38.1	10.9	12.3	12.8	12.5	12.5	91.3	57.3	75.1	45.8
	スペイン	2009	11.6	26.0	1.7	2.5	2.6	3.0	3.0	—	79.5	53.4	79.5
		2010	72.4	29.0	1.7	2.3	2.4	2.4	2.5	—	80.8	46.9	70.0
		2011	89.1	27.1	1.6	2.1	2.2	2.2	2.2	—	87.4	30.6	78.0
	スイス	2009	67.3	29.0	46.1	50.2	50.9	51.8	51.2	50.8	—	70.6	67.2
		2010	71.8	29.1	49.0	51.6	50.3	51.4	51.2	51.8	—	6.8	74.0
		2011	71.1	28.6	50.2	50.5	50.7	52.5	51.3	52.2	—	63.3	73.3
	中国	2009	63.7	31.2	90.7	44.5	59.9	57.4	63.4	65.6	85.7	—	55.8
		2010	63.7	32.4	37.9	54.7	56.2	54.4	57.7	55.7	80.0	—	55.1
		2011	57.7	29.1	34.0	47.0	49.7	47.7	51.5	50.7	85.6	—	50.9
	韓国	2009	18.3	11.8	16.3	18.1	19.6	18.3	18.2	18.3	62.2	16.8	21.8
		2010	18.4	14.1	20.0	24.0	24.7	23.1	22.3	23.7	50.8	19.0	24.0
		2011	19.2	15.7	23.5	26.4	27.1	26.4	23.8	26.1	43.0	8.6	24.0

ニース国際分類¹の区分別で出願が最も多い区分は、第35類であり、次いで第25類、第9類、第41類の順である。産業分野別の商標出願区分数は2007年から2011年まで役務分野が最も多く、次いで機械分野、繊維分野となっている。

日本、中国、韓国を除いたアジア諸国・地域における出願動向として、全体的に出願件数が増加している国が多い。2011年で出願件数が多い順でインド、台湾、インドネシア、タイ、ベトナム及び香港となっている。なお、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、カンボジア以外では、過去5年のうち2011年が最も多くなっている。他国比率が高いのは、ブルネイ、シンガポール、カンボジア、香港及びマレーシアで何れも50%を超えている。日本居住者の出願割合が高いのは、ブルネイ、シンガポール、香港、マレーシア及びタイで2011年は7%を超えているが、日本居住者の出願件数が最も多いのは台湾である。

その他の国（オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、トルコ、メキシコ、アルゼンチン、南アフリカ、アラブ首長国連邦、チリ、ペルー、コロンビア）における出願動向として、2007年から2011年までのその他の国に関しては、チリを除く全ての国で、2009年は減少となり、2010年には増加に転じている。過去5年のうち2011年が最も多くなっているのは、カナダ、メキシコ、チリ、コロンビア、オーストラリア及びトルコである。他国比率が最も高いのはアラブ首長国連邦（UAE）で各年とも60%を超えている。カナダとニュージーランドにおいても他国比率が高く、各年50%前後である。また、トルコにおいては他国比率の減少傾向が見受けられる。

2. 欧州におけるOHIMとEU加盟国への商標出願動向

OHIMの欧州共同体商標（CTM）制度が欧州各国の商標出願動向に与える影響を調査した。「欧州におけるOHIMとEU加盟国の商標出願動向」を比較すると、2007年から2011年の出願件数増加率について、EU加盟国の出願件数増加率よりもOHIMへの出願件数増加率が高い割合を示している。EU加盟の欧州主要国においても、2007年と2011年の増加率ではOHIMが最も高い値となっており、さらに出願件数の少ないEU加盟国は出願件数の減少率も大きい傾向がみられることから、欧州各国において、欧州共同体商標（CTM）制度への依存度が大きくなっている状況がうかがえる。

3. 経済・産業の影響

2000年から2011年までの主要各国のGDP（米ドル）と商標出願件数の関係を比べると、米国と欧州4ヶ国合計ではGDP（米ドル）の伸び率に対して商標出願件数の増加率が低く、中国ではGDP（米ドル）の伸び率に比べて商標出願件数の増加率が高い。欧州主要各国では、全体的にGDP（米ドル）も商標出願件数も概ね同様な増減傾向がみられる。日本ではGDP（米ドル）の伸び率と商標出願件数の増加率に一定の傾向がみられない。

主要各国のGDP（現地通貨）と商標出願件数の相関関係と、民間消費支出と商標出願件数の相関関係について分析を行った。その結果、日本の相関係数について、GDPと民間消費支出を比較したいずれの場合においても、出願件数を1年遅らせて比較したときが低い値を示した。このことから日本においては経済・産業状況の動向がそれ以降の商標出願動向に影響を与えているというよりも、商標出願動向と経済・産業状況は同期あるいは、商標出願動向

¹ ニース国際分類は本報告書 P39 表 1-4-1 参照

が経済・産業状況よりも先行しているように見受けられる。その他の国においては、いずれの場合においても **GDP** や民間消費支出と出願件数との相関値は高く、経済・産業状況と商標出願動向との間には関連があることは間違いないと推測される。

次に、主要各国の総人口と商標出願件数の相関関係と、労働者人口の推移と商標出願件数の相関関係について分析を行った。その結果、日本においては総人口と商標出願件数との相関はほとんどなかったが、労働者人口と商標出願件数との比較では相関があるように思える。ドイツでも日本と同様の傾向である。しかし、その他の国では、総人口と商標出願件数との相関係数と労働者人口と商標出願件数との相関係数は共に高い数値を示している。なお、どちらの場合においても、商標出願件数と同年で比較した場合の相関係数が最も高くなる国がなかった。また、米国、英国、フランス、イタリア及びスペインでは、**GDP** や民間消費支出の比較と同様に商標出願件数を 1 年遅らせた場合が最も高くなっている。

主要各国の直接投資受入額（100 万 US ドル）と他国の出願人による出願件数の相関関係をみると、中国が 0.890、ブラジルが 0.967、ロシアが 0.814 と他の主要国の相関値よりも高い数値を示しており、これらの国においては直接投資受入額と他国の出願人による出願件数の間には高い関連性があるものと考えられる。中国、ブラジル及びロシアでは、ここ数年の **GDP** 値が顕著な増加傾向を示しており、市場規模やその発展性に他国からの関心度が高いことがその要因であると考えられる。一方、中国、ブラジル及びロシア以外の主に先進国と言われる主要各国については、直接投資受入額と他国の出願人による出願件数との間に高い関連性は見受けられない。これらの国は他国からみて重要な市場であることは間違いないが、成熟した市場であり、既に他国企業の進出も十分に行われていることから、直接投資受入額と他国の出願人による出願件数との間に高い関連性は見受けられないといった結果になったものと推測される。

4. グローバル企業の動向

日本のグローバル企業は、自国に次いで中国への出願が多く、米国、**OHIM** 及び韓国への出願も比較的多くみられる。一方、欧州各国への直接出願は少なく、国際登録出願の利用も少ない。ただし、日本全体からは 2009 年から 2011 年にかけて国際登録出願件数が増加傾向を示しており、国際登録出願の利用が進んできていることがうかがえる。

米国のグローバル企業は、自国に次いで **OHIM**、日本及び中国への出願が多くみられる。欧州各国への直接出願件数は少ないものの広く出願する傾向がみられ、**OHIM** への出願でカバーしているものと思われる。国際登録出願は一部の企業を除いてあまり利用していない。

欧州のグローバル企業は、自国と同じくらい米国と **OHIM** へ出願している。また、中国、日本、韓国への出願も比較的多い。欧州各国へも広く出願する傾向があり、国際登録出願についても積極的に利用している企業が多いのが特徴である。

その他のアジアのグローバル企業は、自国への出願が圧倒的に多い。他国への出願が多いところでは、米国、韓国、日本などである。欧州各国への出願は欧州に積極的に進出している企業において出願件数は多いが、それ以外の企業はあまり出願がみられない。また、国際登録出願については積極的には利用していない。

5. 関連分析

前述のように、調査対象のほとんどの主要国・機関で商標出願件数は、2009年に減少した後、2010年、2011年と増加している。これは主に経済の影響によるところが大きいものと考えられ、2008年に発生したリーマンショックに代表される経済状況の悪化の影響により、商標出願件数が減少した2009年から回復傾向であることを示唆していると思われる。その一方で、日本においては東日本大震災の影響により、2011年は減少となっている。

中国では2007年の年初に中国商標局により実施された施策（「自然人が商標登録出願を行う際の注意事項」）で個人の出願が減少したことにより、2006年をピークに商標出願件数は減少していたが、2009年には増加に転じ、2011年はおよそ140万件と顕著な増加傾向である。この理由として、世界的な景気後退による経済状況の悪化に伴い、各国・各機関で商標出願件数が軒並み減少している中で、2008年の北京五輪や2010年の上海万博の開催により、好景気が続いているのが理由の一つとして考えられる。また、中国の各地域によって商標出願奨励金等を出す政策を実施していたり、知財に関する意識向上も相成って、これらが中国における商標出願件数を伸ばしている要因として考えられる。

一方で、登録件数においては2010年まで出願件数同様に顕著な増加傾向であったが、2011年は減少した。中国における商標案件の滞留問題への対策の1つとして審査官を増員（商標審査及び審判の補助スタッフとして400名増員）し、滞留案件の処理を促進したために2010年は登録件数が大きく伸び、2011年は滞留案件が減少したため登録件数も減少した、と考えられる。なお、2010年以降は出願件数と比較しても登録件数が増大しているので、滞留案件が改善しつつあるのではないかと推測される。また中国商標局では、直接出願において出願から登録に至るまでの所要日数の短縮化も図っており、2008年に中国商標局では、3年で審査滞留問題を解決し、5年で国際水準に達するという所謂「三五目標」を打ち出した。それにより、部署の新設（5部門）や業績連動管理の実施、審査官の増員、審査官のレベル向上など一連の対策を講じ、審査処理能力を強化した結果、2011年には出願から登録に至るまでの所要日数が、大幅な短縮となっている。また、中国商標局では2012年に商標審査期間が10ヶ月程度を達成していることを述べ、更なる効率化も図っている。³

EU加盟国やスイス居住者の出願人は、EU加盟国に出願する場合にOHIMへの出願を非常に多く利用しており、その出願方法は、国際登録出願よりも直接出願の方が多い。それでも、EU加盟国やスイス居住者の出願人は他国・他地域に比べ国際登録出願の利用が多く、2011年の国際登録出願件数ランキングでも上位を占めている。欧州のグローバル企業の多くも自国同様にOHIMや米国への出願が多く、国際登録出願も他地域の企業に比べ積極的に利用している。一方、米国からは中国、OHIMへの出願件数は多いが、国際登録出願の利用はあまり多くない

³ 日本貿易振興機構（JETRO）北京センター知的財産部「IP Newsletter」2012年12月24日記事
http://www.jetro-pkip.org/html/ipshow_BID_3149.html

第2節 各国・地域への商標登録出願戦略

日本企業がビジネスのグローバル化を進めるにあたり、海外へブランド展開を行うには、適切なブランド戦略と商標出願戦略が必要である。海外における商標出願においては相手国へ直接出願する方法以外にも、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）に加盟している国に対してはOHIMへ出願、マドリッド協定加盟国に対しては国際登録出願の制度を利用するという選択も考慮に入れるべきであろう。ここでは、商標出願にあたって特に考慮すべきと考えられる点について、中国、アジア諸国・地域（中国を除く）、欧州、米国、その他（ブラジル、ロシア）に分けて整理した。（表6-2）

表 6-2 各国・地域への商標登録出願戦略まとめ

	報告書より	その他の情報
	○ 出願件数・登録件数ともに顕著な増加傾向であるが、2011年は前年に比べ登録件数が減少した ○ 出願から登録までの所要日数が大幅に短縮 → 10ヶ月以内に短縮されている案件もあり ○ 日本、米国、韓国、英国からの出願が増加傾向 ○ 英国を除く欧州各国からの出願が減少傾向だったが、2011年は増加した	○ 北京五輪や上海万博の開催に伴う好景気の継続 ○ 審査官の増員などによる審査期間の短縮の実現 ○ 国際登録出願の利用について メリット：・出願から18ヶ月以内で権利取得の成否が判明 ・一出願多区分制を利用することが可能 デメリット：・指定商品・役務の記載に対する認識の温度差 ・セントラルアタックのリスク ○ 第三者からの出願や、模倣品対策が必要
中国	出願時に考慮すべき点	
	○ 日本語表記と英文字表記、中国語表記は非類似となるため、それぞれの表記で出願する必要あり ○ 指定役務のうち、「小売」「卸売」の指定はできないが、2013年1月より医薬品等の小売役務の出願が可能となった ○ 直接出願では一出願一区分制度であるが、国際登録出願を利用すると一出願多区分を許容 ○ 国際登録出願では18ヶ月以内で権利取得の成否がわかるが、近年直接出願の審査期間も早くなっている ○ 国際登録出願を利用した際、登録証が発行されず、侵害などで権利行使する際は、登録証明書が必要 → 別途申請費用がかかる上に、取得期間も発生	
アジア 諸国 ・地域 (中国を除く)	報告書より	その他の情報
	○ 全体的な出願件数は増加傾向 ○ 日本からの出願件数も増加傾向	○ 好景気の中国に影響される形で、好景気が継続 ○ 日本からも輸出が増加
	出願時に考慮すべき点	
	○ 国際登録出願を利用できる国が、韓国、シンガポール、ベトナム、フィリピンのみ 韓国：・2009年4月より優先審査制度が実施、2010年7月より分割納付制度が実施 インド：・審査期間が長く、3年近くかかる場合もある ・早期審査請求が可能で、申請日から3ヶ月以内に審査を開始する ベトナム：・日本語のみからなる商標は暫定的拒絶の通報の対象となるので注意が必要 ・中国同様に、国際登録出願の際は登録証明書が発行されないの、必要な際は別途申請が必要 フィリピン：・直接出願の際、使用宣誓書や使用証拠の提出が必要 インドネシア：・一出願多区分を許容しているものの、実質一出願一区分で運用されている マレーシア：・早期審査制度の利用が可能。ただし、出願から4ヶ月以内の申請が必要。	
欧州 諸国	報告書より	その他の情報
	○ 欧州各国への直接出願の件数は減少 ○ それに反して、OHIMへの出願件数は増加	○ 欧州各国から中国への出願が2010年は大きく減少したものの、2011年は回復している
	出願時に考慮すべき点	
	○ OHIMへの出願の場合、相対的拒絶理由による審査が行われない → 異議申し立てなどへの対応に関する費用が必要になる場合がある ○ EU加盟国のいずれか1ヶ国で取消・無効が確定したら、全てのEU加盟国に対して権利が消滅 ○ スイス、ノルウェーはEU未加盟なため、OHIMへの出願するルートの利用は出来ない	
米国	報告書より	その他の情報
	○ 2009年は出願件数が減少したが、2010年・2011年と増加 ○ 国際登録出願件数は、年々わずかながら増加傾向	○ リーマンショックに代表される景気の悪化 ○ 国際登録出願の利用は低い
	出願時に考慮すべき点	
	○ 指定商品・役務名は個別具体的な商品・役務名で指定する ○ 使用宣誓書や使用証拠の提出が義務 ○ 国際登録出願をした際は、米国で使用する意図と基礎となる本国登録があれば使用証拠の提出は必須ではない	
その他 (ブラジル ／ロシア)	報告書より	その他の情報
	- ブラジル：出願件数は増加傾向が継続 - ロシア：出願件数は概ね増加傾向 → 出願区分数でみると、ブラジルを上回る	- ブラジル：審査期間が長期化傾向で早期審査制度もない - ロシア：国際登録出願を用いた出願が多い → 日本からも2011年は66.0%利用
	出願時に考慮すべき点	
	- ブラジル：一出願一区分制で、国際登録出願は利用できない - ロシア：一出願多区分制で、国際登録出願の利用は可	